

# 古代の土地売買について (中)

菊 地 康 明

【要約】 前稿 (本誌48巻2号) で古代の土地売買の二義性——賃租と永売——の有する問題点を指摘し、特に永売の起源を壘田の問題を介して通説より古く溯りうる事を考察した。引続き本稿では、売買の二義性を賃貸又は不動産質と売買の観念的未分化として更に明確にし、特に永売の不動産質的機能を賃戻・転売等の事例を通じて分析すると共に、不動産質の基礎をなす利息付消費貸借としての出挙の機能を追究し、次稿の永売の不動産質的機能の考察の準備をした。此等の考察を通じて律令制国家権力が私的債務契約に及ぼす抑制的作用が明かになり、次稿の土地所有権の考察につながる筈である。

史林 四九巻四号 一九六六年七月

## 四 売買の二義性

前二章で明かにしたように、古代の土地永売の起源は遅

くも大宝令成立以前に溯ると考えられ、土地私有権の起源

と睨み合せて考えた場合には更に大化前代にも溯る可能性

があるのではないかと想像される。それ故古代の土地の売

買の語の二義性——賃租と永代売買——は、龜田氏の云われる

ように単に用語の不備として済まされる問題ではなく、当

代の社会機構、特に土地所有関係が然らしめたものであり、

古代の土地売買の実体を理解するには、何故このような二義性が存在したかと云う点を先ず明かにする必要がある。以下この点について考察を進めよう。

既に序論にも述べたように、今日一般的には賃租は土地

の賃貸を意味し、永売は現今の売買と同義語と理解されて

いるが、これは飽く迄も今日の賃貸借・売買の観念からの

類推解釈であって、当時の史料に基く理解ではない。龜田

氏も指摘されたように、古代の律令立法家達が賃租と永売

の差異を意識していた事は、養老田令賃租条に「園任賃租

「及売」と區別記載している所から見ても疑い得ぬ事実であるが、如何なる意味で區別していたかと云う点については当時の史料は必ずしも明確に語ってはいないのである。そこで売買の二義性を考察するためには、最初に賃租と永売の語義を史料に即して検討して置く必要があるであろう。先ず賃租について史料を拾ってみると次のようなものが挙げられる。

(賃租を意味する売買の用語例)

(1) 令集解

田令 田長条穴記、田租条穴・朱説、公田条古記・義解、賃租条古記・朱説、官人百姓条古記、在外諸司条古記  
 賦役令 水旱条古記・沢穴譚跡朱の各説・義解  
 戸令 為里条穴記

(2) その他の用語例

大化元年九月詔(書紀)  
 天平勝宝七年越前国使等解 (大日本古文書四一 五二)  
 同 越前国雜物出納帳 (古四一 七九)  
 同 八年越前国田使解 (古四一 一一一)  
 同 九年 同 (古四一 二二九)

天平宝字元年 同 (古四一 二四六)

同 三年大和国城下郡売券 (古四一 三六八)

同 五年三國広山請暇解 (古四一 四八九)

宝龜十年九月廿二日勅(統紀)

大同元年八月廿二日官符(三代格・要略)  
 (後紀)

弘仁十一年大和国川原寺牒 (平安遺文一 三二)

承和九年六月九日官符(三代格・要略)

貞觀六年正月廿八日紀今守等言上(三代実録)

元慶四年八月十六日兵部省言上(同右)

同 七年三月四日大和国司言上(同右)

仁和元年三月八日三代実録<sup>①</sup>

寛平六年二月廿三日官符(三代格・要略)

同 八年四月二日官符(三代格)

延喜三年九月四日官符(要略)

延喜主税式 青苗簿帳案

同 左右京式 職享条

天曆四年東大寺封戸莊園并寺用帳 (平遣一 一三七二)

康保元年醍醐寺牒案 (平遣一 一四一〇)

寛弘九年東大寺所司等解 (平遣一 一六三三)

以上は売買と明記されたもののみを挙げたが、賃租収納帳

を価・直と称する例も加えれば更に多数に上る。価・直とは売買の觀念から生じた呼称と思われるからである。

これに対して賃租の語の所見例は、養老田令公田条・賃租条の令文、賦役令水旱条集解跡記、天平八年三月廿日統紀、天長二年十月廿日官符(三代格・要略)、寛平八年四月二日官符(三代格)、延喜式の五例等を教えるに過ぎない。このような点から見れば、賃租は大化前代以来「売買」の語で表現されるのが一般だったのであり、「賃租」の語は龜田氏が指摘されたように養老令立法以来使用されたもので、「売買」の語に比すれば一般化しなかつた事は明かであるう。

然らば賃租は何故一般的に「売買」の語で表現されたのであろうか。この点については既に序論にも述べたように、中田博士は賃租を以て中世の年季売・作毛売等と同じく一定期間内田地の使用収益権を売却する事とされ、この権利は貸貸人に対する賃借人の債権と解するよりは土地に対する物権と見た方が穩当であるとしておられる。

博士のこの見解は賃租が「売買」の語で表現された理由の説明としては明快と云うべきであるが、他面何故「賃

租」の語が使用されるに至ったか、而も前述の賃租条の条文に見られるように永売と區別して使用されたのは何故かと云う点については充分な説明とは云い難いように思われる。

周知の如く賃租が貸貸借を意味する語と理解されているのは、毎年秋の收穫後に耕作者が田主に穫稻の一部を納める貢納方式が後世の小作慣行のそれと同じである所から來ているが、それ以外にも賃貸借と解すべき点が色々ある。

例えば別稿にも詳述したように、賃租の貢納稻は唐でも「価直」、又は「地子・地利」等と称されたが、後者は土地賃借の利息を意味する語かと推測され、その用語例は現存史料に関する限り価直よりも豊富である。それは地子が元來公田・官衙公解料田等の場合に主として使用された語であり、私文書に比すれば官衙の公文書の方が残存率が遙かに高かつたと云う事情によるものでもあろうが、それにしても「地子」「地利」等の語が当時極めて広く使われていたと云う事實は、当時賃租が土地の賃貸借を意味する語と觀念されていた事を示す有力な証拠であろう。

又用語の普及度が低かつたと云え、賃租の語自体にも

賃貸借の意味があった事は、この語の源流と思われる唐の租田の語義からも伺われる。陸宣公翰苑集奏議卷六に「言以公田假人、而收其租入、故謂之租」との一文がある。別稿にも記したように、この文は田租の語義を釈したものであるが、租入の租は小作を意味する用語法と解すべきで、租税の意と解しては全体の文意が通じ難い。而も公田を仮(賃)してその租入を収納すると記している所から見ると、唐に於いても租田が田の賃貸借を意味した事は明かであり、この語法を継受した我国の賃租の語も亦同様の意味を有した事は疑いない所であろう。

このように表現用語上から見れば、賃租は賃貸借とも売買とも一義的に決定しかねるのであるが、しかし賃租と永売の差異が一応認識されていた事は前述の田令賃租条の記載から見ても明かだったと思われる。しからば永売の場合には従来一般に考えられているように現今の売買と全く同義として差支えないかと云うと、是亦賃租の場合と同様容易に断定し難い点がある。それは不動産質との関係である。中田博士は「日本中世の不動産質」の中で、ドイツ・フランス等諸国の中世不動産質には、質入・請戻の事を売買の

語で表わし、わが中世の例でも流抵当を売渡と呼んだ例の多い事を指摘しておられるが、かかる事例は古代に溯っても考えうるのではないかと思うのである。

後掲第二表からも明かなように、古代の土地売券には売主が正税その他の債務弁済を目的として売却する旨を明記した例の多い事は早く竹内博士の指摘された所で、直木孝次郎氏も正税出挙との関連で右の事実注意到された。⑧しながら従来の研究に於ては、この種の売買も亦単純な売買と考えられ、何故売券に負債文言がわざわざ明記されたかの点については特に論及された研究を見ないのであるが、卑見ではこの問題こそ古代の売買と不動産質との関連を考えしめる最も重要な点ではなかったかと思うのである。

今かかる土地売券の負債文言の意味を明かにするために、先ず寛平八年四月二日官符(三代格)の左の文を考察したい。

右如聞、權貴之家乘勢挾威、称庄家之側近、則妨平民之田地、或賣買不和、点領三四十町、或寄事負累、責取五六載券(下略)

この官符は正五位以上の貴族層の私営田を禁じたもので、右引用箇所は彼等が農民所有地を兼併し、自己の庄地を拡大して行く際の方法を叙述したものであるが、特に傍線箇

所は農民の債務不履行(負累)を問題としている点で前述の負債文言付売券の意味を考える上に重要な文と思う。

内田博士は「五六載券」の意味を天平宝字三年大和国城下郡売券(古四〇三六八)の例と同様賃租作得権を五六年分先買いする事と解された。これに対し滝川博士は五六年分の賃租作得権を質とすると解しておられる。確かに当時の用語上では一年限りの売買を賃租と称しているから、両博士の如く五六載券を賃租作得権五六年分と解するのも理由のある事である。しかし次の例から類推すると五六載券は土地売券を意味すると解しうるのではなからうか。

新京宮城之内、百姓地卅四町、給三年価直

(紀略延暦十二年三月廿七日条)

これは平安京建設の際に宮城予定地域内の百姓私宅の買上を命じたもので、類似例として長岡京建設の際次の如き史料が見える。

百姓私宅、入新京宮内五十七町、以当国正税四万三千余束、賜

其主<sup>⑩</sup> (統紀延暦三年六月廿八日条)

勅、長岡京百姓宅地価直、不可悔返云々

(紀略延暦十二年十二月十八日条)

右の史料は後にも触れるが、ここでは宮殿建設敷地として買上げられた百姓地は返還はあり得ないから永売と解せざるを得ない事を指摘して置きたい。

同様に平安京の場合も永売と思われるから、「三年価直」は永売価格と解すべきで、賃租作得権三年分の価格と解しては意味が解し難くなる。それにも拘らず「三年価直」と記したのは、永売価格の決定に当り、当該地の賃租価直三年分を以て永売価格としたためではなからうか。同様に前述の「五六載券」も

永賣券一町此賣券三町五分六寸永賣田

と図式化しうるのではないかと思う。

このように当時の土地永売価格が賃租価直のほぼ数年分程のものであった事は、多くの売券記載の価格の例に徴しても明かである。<sup>⑪</sup> 参考のために平安中期頃までの売券について反当り平均価格を第二表に示してみた。銭価の売券は当時銭の価格の変動が甚しく、又家屋・野等二種以上の異なる売買物件を含む売券は、物件の種別の単位価格の算出が困難で、共に価格の比較が出来ないので便宜割愛し、稲を売価とする例のみを掲げた。



典	出	物件名	負担	価格	平均	積	地名・地目	人名	人名	年月日	年
25	平1~42	米	租	永年 24 23 148 40	1・260	近江・藝田	中島進大刀自古	小長谷造福成	承和 2・2・10	25	
26	〃〃55	〃	〃	〃	7	〃	〃	兼康 呂	〃 3・3・24	26	
27	平8~3318	負物	所官	常土 60	2	〃	秦公千	秦公万福	〃 5・5・19	27	
28	平1~59	〃	〃	70	1	〃	依知秦公清男	依知秦公永吉	〃 7・2・19	28	
29	〃〃79	〃	〃	70	1	〃	〃 臣	依知秦氏大刀自	〃 14・9・3	29	
30	平8~3369	〃	〃	90	1	紀伊	〃 氏雄	紀朝江宿通	〃 15・5・2	30	
31	平1~80	〃	〃	45	1・120	近江	依知秦公清男	清江湯坐	〃 1・3・17	31	
32	〃〃95	〃	〃	50	1	〃	依知秦公	若依	〃 〃 11・3	32	
33	〃〃95	〃	〃	40	1	〃	〃	仁壽	〃 4・4・5	33	
34	〃〃96	〃	〃	80 87 90 100 150 40	144	新田3	権大僧都真濟	紀	〃 6・7	34	
35	平1~98	米	正厩	30	1	家地1・3	依知秦公福行	依知秦公秋男	〃 4・10・25	35	
36	〃	〃	〃	34	1	近江・藝田	依知秦大	秦忌十五月麻呂	〃 12・11	36	
37	〃〃100	〃	〃	40	2	〃	依知秦公福行	依知秦公年	〃 2・9・25	37	
38	〃〃103	〃	〃	35 15 30	2	〃	〃	依知秦公酒富刀自	天安 1・3・8	38	
39	〃〃111	〃	〃	100 80 60 下60	270	紀伊	紀朝臣氏守	神門今子	貞觀 3・2・25	39	
40	〃〃113	〃	〃	40	1・180	近江	栗御安麻呂	依知秦公福万	〃 10・19	40	
41	〃	〃	〃	60	1	〃	〃 寺僧安宝	依知秦公福行	〃 11・13	41	
42	〃〃115	〃	〃	60	1	〃	〃	依知秦公永吉	〃 5・3・29	42	
43	〃〃119	〃	〃	60 80	100	〃	〃	依知秦公浄男	〃 〃 11・15	43	
44	〃〃121	〃	〃	50	1	〃	〃	依知秦公安麻呂	〃 6・3・5	44	
45	〃〃123	〃	〃	23	334	〃	依知秦公浄雄	依知秦公麻呂	〃 7・10・15	45	

出典	物件名	負債物件名	反当平均価格	地段	国名・地目・地積	人名	買名	人名	直徳嗣	宗高	公高	宗高	禿	年月日	年
平1~124	物租稅稻	官負正負	25 常土 25.5 永年	1 1 5.290	近江・鑿田 町2	德宝男 行安公幹	僧依 依知秦	依知秦 公高	直徳嗣 宗高	公高	宗高	宗高	秦僧	8.10.11 10.24	46
〃〃〃125	〃〃〃	〃〃〃	31 常土	1 1	〃〃〃	依知秦 公高	依知秦 公高	依知秦 公高	宗高	公高	宗高	宗高	依知秦	11.21	47
〃〃〃137	〃〃〃	〃〃〃	40 常地	3.120	大和・家地	寺招 字彌備	寺招 字彌備	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢	10.4.13	48
〃〃〃214	〃〃〃	〃〃〃	60 常地	1.180	大和?家地	寺主 權大秦	寺主 權大秦	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢	3.4.19	49
〃〃〃286	〃〃〃	〃〃〃	160 常地	1.200	大和・家地	寺主 權大秦	寺主 權大秦	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢	8.5.19	50
〃〃〃306	〃〃〃	〃〃〃	533 常地	1.4	大和・家地	寺主 權大秦	寺主 權大秦	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢	5.10.6	51
〃〃〃307	〃〃〃	〃〃〃	25 永年	1 1	大和・家地	寺主 權大秦	寺主 權大秦	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢	9.7.17	52
〃〃〃332	〃〃〃	〃〃〃	35 常地	1 1	大和・家地	寺主 權大秦	寺主 權大秦	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢	6.3.17	53
〃〃〃335	〃〃〃	〃〃〃	25 常地	1 1	大和・家地	寺主 權大秦	寺主 權大秦	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢 水幸	伊勢	6.3.17	54
〃〃〃350	〃〃〃	〃〃〃	40 永年	2 100	山城・田畠	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	2.12.3	55
〃〃〃361	〃〃〃	〃〃〃	20 〃	40 20	山城・治田 家地(1院)	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	3.3.7	56
〃〃〃362	〃〃〃	〃〃〃	20 〃	2 120	筑前・治田 林地1	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	5.5.11	57
〃〃〃385	〃〃〃	〃〃〃	390 〃	4.90	大和・家地	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	6.11.25	58
〃〃〃387	〃〃〃	〃〃〃	40 〃	300	〃〃〃	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	8.5.8	59
〃〃〃397	〃〃〃	〃〃〃	常地	120	〃〃〃	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	11.8.15	60
〃〃〃423	〃〃〃	〃〃〃	450 〃	1.300	志摩・治田	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	3.5.10	61
〃〃〃424	〃〃〃	〃〃〃	180 永地	300	大和・家地	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	5.3.22	62
〃〃〃450	〃〃〃	〃〃〃	30 常地	4.120	〃〃〃	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	2.7.3	63
〃〃〃457	〃〃〃	〃〃〃	240 常地	300	〃〃〃	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	3.2.7	64
〃〃〃463	〃〃〃	〃〃〃	240 常地	300	〃〃〃	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	3.2.7	65
〃〃〃467	〃〃〃	〃〃〃	240 常地	9.300	〃〃〃	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	3.2.7	66
〃〃〃493	〃〃〃	〃〃〃	60 常地	4.120	〃〃〃	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	2.4.19	67
〃〃〃495	〃〃〃	〃〃〃	30 常地	4.120	〃〃〃	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	2.10.23	68
〃〃〃502	〃〃〃	〃〃〃	60 常地	9.300	〃〃〃	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	4.6.20	69
〃〃〃554	〃〃〃	〃〃〃	240 常地	9.300	〃〃〃	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	4.6.13	70
〃〃〃554	〃〃〃	〃〃〃	240 常地	9.300	〃〃〃	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	大源	4.6.13	71



年 月 日	売 人 名	買 人 名	国 名・地 目・地 積	区 当 平 均 価 格	負 出 物 件 名	出 典
72	寛弘 2・2・4	明法生大藤公公信賢	松尾社神主藤原頼順	町 段 歩 東 86 永年	粟 用	平2~452
73	寛仁 2・3・5	齋部 正 賢	橋朝臣行重	山城・地積 4 100 永年	〃	〃~588
74	天喜 1・11・10	藤原 則 仲	山城・田 300 永年	伊勢・田 36 永年	〃	〃~657
75	康平 3・3・5	藤原 利 重	伊勢・治田 1・180 永年	安芸・水田 15 永年	直 粟 用	平3~837
76	治暦 1・10・3	伴 利 重	安芸・水田 5 20 〃	〃 20 〃	〃	〃~1004
77	〃 2・3・2	〃 〃 〃	〃 田 2 12 〃	〃 12 〃	〃	〃~1038
78	延久 1・3・4	〃 〃 〃	安芸・水田 3 16 永年	〃 16 永年	見 直 用	〃~1060
79	〃 5・10	問人 國 延	〃 水田 2 12 〃	〃 12 〃	〃	〃
80	〃 3・正・11	問人 吉 延	〃 田 4 15 〃	〃 15 〃	見 直 用	〃~1074
81	〃 5・3・13	安部 慶 眞	〃 田 3 15 〃	〃 15 〃	〃	〃~1114
82	〃 〃・11・12	〃 〃 〃	〃 家地 1・120 〃	〃 45 永年	〃	〃~1115
83	承保 3・2・10	菅生 凡 眞	安芸・田 22・6 2 〃	〃 2 永年	負 物	〃~1132

今本表について少しく述べるならば、藝田は平安初頭の大同頃までは反別平均価格は最高三〇束であるが、以後次第に高騰して天長・貞観の交には倍の六〇—七〇束に達し、後再び反落している。前述の如く延暦十二年紀略に三年価値とし寛平八年官符に五六載券と記している事は、上田の価値を基準にして考えれば右の地価変動に対応しているといふ得るであろう。尤も紀伊国の(80)(81)(82)の三例は他地域に比較して顕著に高値で、殊に(80)でみると上中下の三種の田品毎に反別獲稻の倍額である。逆に又(76)以降に頻出する安芸国の例では一般に賃租価値二年分程の安値を示して

いる。これ等の例からすれば地価の地域差と云う問題も考慮しなければならぬであろうが、少くとも上述の如き永売価格の実情からみて、寛平八年官符の「五六載券」とは田地売券を指して云ったものと解して差支えないのではないかと思ふのである。

以上の推論が幸にして許されるならば、寛平八年官符の五六載券は土地売券と解して誤りないであろう。同時にこの官符の語る所からすれば、当時貴族が庄園を営む場合、彼等に負債を負うている農民からその田地を奪取って庄田としたが、その方法として負債棒引きの代りに土地を強引

に買取つたと解する事が出来、前述の如く負債文言の記載された土地売券の多い理由を一応説明する事が出来る。しかしながら若し官符が右の通りの実情を物語っているとすれば、沽券を賣取るとでも記せば事足りる筈で、わざわざ五六載券等とまぎらわしい表現をとる必要はない筈である。而も内田・滝川両博士の指摘の如く、当時の用語例に従えば五六載券・三年価直等の語は五六年又は三年の賃租を示すとしか解しようがない。従って負債の代りに一定期間の賃租作得権を奪取つた事になろう。しかしながらこのように解しては、所謂永代売買の意味が説明し得なくなる。三年価値の語が宮殿建設用地買上げの際に使用されたもので、買上げの性質上永代売買としか解し得ない事は前述した。五六載券を土地永売券文と解しようと云う前述の見地からしても同断である。

それ故五六載券とは、五六年の賃租収入が負債額に相当する程の面積の田地を質としてとると云う事であり、この事が当時の土地永売の実質の意味だったのでないかと考える。つまり三年・五六年とは負債の返済期限であり、その間債務者は右田地を債権者に質入すると共に、この田地

の賃租人となって賃租料を毎年債権者に収める。それは負債の利息の役割を果す訳である。而して負債が返済されない限りこの契約は更改されるから、外見上売買と酷似してゐる。それが売券に記される永代の意味である。

以上寛平八年官符が土地売券の不動産質的性格を示すと考えられる所以を述べたが、この事はなお売券自体からも推測しうる点があるので、次章で更に詳述したい。

① 大系本は底本「沽」の字を類史・内藤広前校尾州家本等により「沽」の字に改めた。大饗亮氏「賃租と請作」(『岡山大学法経学会雑誌』一四)は官人を派遣して官田を経営する場合治の語が用いられる例がないと云う理由で沽の字を採るべきであると云われる。氏の指摘の如くこの史料は畿内官田の経営に関わるもので、元慶五年二月八日官符(三代格)では佃と賃租で経営する事を命じているから、大饗氏の見解に従い賃租を意味する沽の字の用例とすべきと思う。

② 拙稿「地子と価値」(下)『日本歴史』一九七号参照。

③ 大系本九六頁伊勢大神宮式神田条。同二七頁斎宮寮式正税条。同四四五頁陰陽寮式勸学田条。同五二六頁大学寮式諸園田条。同九八一頁左右馬寮式銅戸条。

④ 註②参照。

⑤ 寛弘二年八月三日東大寺符案(平遣二一五九二頁)は、地子と地利が同義語である事を明示している。但し前掲拙稿では地利の用語例を挙げなかった。

⑥ 註②参照。

⑦ 中田薫博士『法制史論集』(一)三二六・三三六・三五二頁。

⑧ 竹内理三博士『日本上代寺院經濟史の研究』三六五頁。

⑨ 直木孝次郎氏「正税と土地の売買」『人文研究』五ノ一〇。

⑩ 内田銀藏博士『日本經濟史の研究』(上)一五〇頁。

⑪ 滝川政次郎博士『奈良朝時代の農民生活』一七〇頁。

⑫ 正税四万三千余束の「四」の字は類史では「一」に作る。町別平均

値を算出すると、四万三千束は町別七五四束強となり、一万三千束で

は二二八束強である。延暦十二年三月紀略の三年価値の例から考えて、賃租価値三年分に相応しいのは一万三千束の方である。従って類史に従うべきではないかと思う。

⑬ 次章の売券特に転売期間の例でも、三・六・七年の例が多い。

⑭ 三年価値・五六載券の三年・五六年と云う年限は、次章の買戻又は転売期限の実例にも屢々見出される程の年限である事に注意されたい。

## 五 土地売券に於ける不動産質の諸徴候

第一に考うべきは永代の意味である。通常永売を以て現今の売買と同義と解する理由は、永売券文の常用語たる永代・常地等の語が、今日の私有権觀念に於けると同様に無期限を意味すると解する点にある。<sup>15)</sup>しかしながら次の宝龜十一年六月五日勅(統紀)はその必ずしも然らざる事を証する好例である。<sup>16)</sup>

勅、封一百戸永施秋篠寺、其權入食封限立令条、比年所行甚違先典、天長地久帝者代製、物天下物非一人用、然縁有所念永入件封、今謂永者是<sup>17)</sup>一代耳、自今以後立為恒例、前後所施一准於此

この勅文は光仁帝が秋篠寺に封戸百戸を施入した折のものであるが、併せて禄令寺不在食封例条の寺封五年制を天皇一代制に改める事を命じたものである。<sup>17)</sup>つまり令制では寺封は与えられないのが原則で、別勅で特別に施入された場合も五年以下の期間に限られていたが、秋篠寺への施入はこの制限期間に拘束されないと云う意味で「永」と記されたのであり、具体的には天皇一代間だったのである。

同様の例が天平勝宝二年の東大寺に対する寺封五千戸勅施入にも見られる。天平宝字四年七月廿三日勅(統紀・三代)にその経緯を記して、天平勝宝二年二月廿三日聖武太上天皇・孝謙天皇・光明皇太后が同寺に参向し「永用件封入寺家訖」と述べている。勅文によればこの寺封は天平勝宝二年以来天平宝字四年まで十ヶ年間造寺料として施入されたもので、以後造寺終了に伴い、修理料一千戸・三宝及び常住僧供養料・仏事料各二千戸として引続き施入された。従ってこれ亦寺封五年制に拘束されなかった例であり、そ

のような意味で右勅文に「永」の語が使用されたと解する事が出来るであろう。

それでは常地の語についてどのような意味が考えられるであろうか。天平勝宝七年三月廿八日紀に有名な宇佐八幡神の託宣を載せている。それによると、同社の禰宜大神杜女等が天平勝宝二年二月に矯つて神命と称して請受けた神封一四〇〇戸・位田一四〇町を朝廷に返却し、「常神田」だけを残して欲しいと云うものであった。この託宣が実は東大寺大仏の建立にまつわる大神杜女等の政治的策動の失敗を告げるものであった事は、早く宮地直一博士の指摘された所であるが、問題は常神田の意味である。<sup>18)</sup>

新抄格勅符抄の冒頭には有名な全国諸社の神封に関する記載があるが、八幡神については合計一四六町九反二四四歩を神田六町九反二四四歩と位田一四〇町に書分けて記している。右の常神田とはこの神田六町九反余を指しているであろう。一般に神田は寺田に比すれば極めて田積が少なく、皇太神宮儀式帳に見える神宮の神田でさえ六町九反に過ぎない。又天平二年大倭国正税帳には大神神社の神田一町八反を記しているし、続日本後紀には天平勝宝二年十

二月十四日に賀茂御祖社に御戸代田一町が充てられたが、少なきに過ぎると云うので、承和十五年二月廿一日に別雷社に准じて一町の加増を請うて許されているし、同年三月十三日条には山城国乙訓郡山崎明神に御戸代田二町が充てられたと記されている。

神田については又別の機会に詳論してみたいが、前述の如く寺田に比較して地積が格段に狭小であった理由の一は、神田が元来神饌料田・神の供御田と云う意味を有したからではなからうか。前述の伊勢神宮の神田六町九段もその内訳は二町四反が神饌・祭祀料で、他の一町一反は板立御馬秣地田、三町四反は御馬飼禰宜内人等の給田とある。この神饌料田二町四反はまた「朝大御饌夕大御饌御田」とも記され、郡司が専当耕営して禰宜が倉に収納し御膳に供する事となっていた。故に神社の最も基本的財産として神聖視され、律令田制の諸々の統制的施策の下でもこの種の神田だけは例外的に扱われていた。養老田令六年一三条にも「神田寺田不在此限」と規定され、同条集解古記注にも「神田条、不在収授之限、謂収而不授百姓也」と大宝令逸文を伝えているから、神田が大宝令以来班田法の適用外に

置かれていた事は明かである。<sup>⑤</sup>

前述の如く宇佐八幡宮の神田が常神田と位田に区分されているのは、位田が八幡神の位階授与に伴い授けられた田であり、<sup>⑥</sup>それ故田令位田条の規定に従い又班田法の適用を受けるべきものと観念されたのに対し、常神田は前述の如き本来の神田で、班田法の埒外にあるものと観念されていたためではないかと思うのである。つまり常であると言う事は現代における観念的な時間的無限性を意味するものではなく、位田条その他の律令制の制限的规定と対置された時に始めて常であったのであり、この点前述の永の語が禄令寺不在食封例条の寺封の五年制限令に対置されて意味が生ずる事と全く同じ用語法だったのではないかと思うのである。<sup>⑦</sup>

かかる観点から永世私有令を考えるとどうであろうか。「任為私財、無論三世一身、咸悉永年莫取」との詔文の個所が問題なのであるが、この場合も三世一身を限度として収公すると云う三世一身法の収公規定に対して、そのような収公規定を設けないと云う事が永年莫取の意味する所であり、近代法の所有権概念に於ける無期限性と同義と解す

べきではないと思う。勿論所有形態上永世私有令以後の墾田が近代の私有地に近似して来るであろう事は従来指摘されている通りであるが、それは飽く迄も結果論或は現象形態としてであり、用語の意味する所は上述の如く明瞭な相違を示していたと思うのである。

さて然らば土地売券に於ける永・常地等の語の意味は如何に解しうるであろうか。中田博士は「律令時代の土地私有権」<sup>⑧</sup>の中で墾田永世私有令の用語法と同義と解しておられる。現存の土地売買に関するこれ等の語の初見史料は、常地については天平勝宝元年十一月廿一日付伊賀国阿拝郡柘殖郷墾田売買券があり、永については天平神護元年四月廿八日付因幡国司牒所載の同年三月頃の国造難磐の妻子の解状に「上件墾田、永売寺家、欲足損物者」とあるものである。更に天平廿年十一月十九日付伊賀国阿拝郡柘殖郷墾田売買券には「頓売」の語があり、田令官人百姓条古記に売易の注として「謂頓売易也、限一年売買非也」とある用語法と同義とすれば、これも永売を意味すると思われる。<sup>⑨</sup>

つまり現存史料に見える永・常地等の用語例は、いずれも天平十五年の私有令以降にかかるものである。従って若し

私有令以前にはこの用語が存しなかったと云いうるならば、私有令の用語法と同義とされる中田博士の見解も有力な論拠を得る事となろう。

しかしながら第三章にも詳述したように、私有令以前既に園宅地のみならず墾田の永売も行われていたのであり、靈龜三年格では券文の作成さへ命じられていた。而も前述の如く永・常地等の語自体の用例ではないが、神田については大宝令で既に「不在收授之限」として實質上常地の觀念を明示しているのである。かような次第であるから、永・常地等の語が律令制の班田收授法その他の土地制度の施行に伴い法制的に成立した事も確かであるが、しかし律令制成立以前には永・常地等の觀念がなかったとは断言し難い。却って神田の場合は令制以前から神聖なる御戸代田として他の一般の田地と區別されていたと云う伝統があったからこそ、令制以後も例外的に常地として班田の対象から除外されたと解すべきであろう。

このような観点からすれば、土地売券にみえる永・常地等の意味を律令田制に於ける上述の用語法とは別個の視角で考えなければならぬ事は明かであろう。然らばそれは

如何なる意味を有していたであろうか。

第一に考うべきは賃租と永売の關係である。前述の如く賃租は最初売・買等の語でも表現され、用語上永売との區別がなかった。従って土地売券に於て永・常地等の語が用いられたのは、それが賃租ではない——売買年限を一年に限定しないと云う意味だったのではないかと云う問題である。然しながら賃租条の規定は早くとも大宝令以前には存しなかったと思われるので、<sup>⑧</sup>前述の如く大宝令以前から存したと思われる土地永売の意味を賃租条の規定と関連付けて解する事の不合理な事は明かであろう。

第二に考うべきは不動産質との關係である。前章に詳述したように古代の土地売券には不動産の質入若くは流抵当証書と云う意味があった。而して第二表からも明かなように、負債文言付の売券には殆んど永・常地等の語が用いられている。この事はこれ等の語が不動産質の期限を示す事を物語るものではなからうか。つまり債務者が特定の期限を切る事なく質地の受戻若くは流抵当地の買戻権を留保すると云うのが永・常地等の意味ではないかと思うのである。後述の如く古代に於ても貸借契約には償還期限を定めるの

が一般であった。従つて永・常地とは一般貸借契約の如く質地の受戻期限・債務弁済期限を限定しないとの意味だったと云い換える事も可能であろう。以上の推論を裏付けるには買戻・受戻等の史料に即して考察する事が必要であるから、次にそれ等の史料を逐一検討して行く事としよう。

先ず買戻の史料を挙げよう。

(1) 仁壽四年十二月十一日付近江国大國郡壘田売券(平遺一―九八頁)

秦忌寸五月万呂が庸米二石を取める為に依知秦公益羅の戸口同平刀自女の壘田一段を常土を切り東大寺に売進めたもので、齊衡三年十一月十九日付五月万呂の追記によれば、同年に至り東大寺より返却され、改めて同寺の僧安宝に沽り進めたとある。

返却と云う語は当時質物・質券等の受戻の意味にも使われているが、ここでは売却地の返却であるから買戻と解した方が良いと思う。

(2) 貞観十八年三月七日付左京土師吉雄田地売券の追記(平遺一―一八〇頁)

件地、以去貞観十八年三月七日買得已了、而今依彼本主所由、皇太后宮舍人中臣弥春并珍羅雄等買返、更不造券文、而彼吉男買券返与亦了

仁和二年三月十一日

藤子善淵弘琴

右の転売・買戻の経過を表示すると次の如くなる。

本主 → 土師吉雄 → 善淵弘琴 → 本主 (中臣弥春・珍羅雄)

継雄)

本主の所由とは、本主自身とも解しうるが、また本主の親族で右売却地の相続権を有した者、或は本主に対する債権を有した者、更には連帯保証人等色々の解釈が可能である。実はこの買戻人の権利の性格を明かにする事が当面の課題なのであるが、右の史料からはこれ以上の事は引出し難いので、ここでは問題の指摘に留めなければならない。

また本主と土師吉雄の間に他の転買者が入っていたかも知れない。しかし右の追記に吉男買券を返与えたとだけ記している所から考えると、入っていなかったと考えた方が良さそうである。周知の如く土地の売買には当該売却地の以前の転売券文を悉く買主に副え渡すのが原則で(手継券文)、本券に類地があり売却地の分だけ開放す事の出来ない時は、売却地の新券を作つて買主に渡し、本券面に売却の由を注記する(本券を毀つ)のが慣例であった。この事は買戻の場合にも同様だったと思うので、右追記に吉雄以外の転買者名が見えない事は前述の推測を支えるものではないかと考える。なお「更不造券文」とは、買戻だから転売の如く殊更新券を作らず追記で間に合わせたとの

意味であろう。

(3) 延喜五年七月十一日付佐伯院附屬状（平遺一―二四三頁）

佐伯高相等一族が同氏の氏寺香積寺（俗稱佐伯院）と料田五町六段余を東大寺の聖宝・観賢の兩僧に託し、その経營供養を依頼したもので、延喜七年二月十三日付僧正聖宝起請文（平遺九〇三―四七二）により、これが東大寺東南院で聖宝は初代院主となつた事が知られる。

附屬状の主旨は、宝龜七年曾祖佐伯麻毛利・同今毛人兄弟が奉勅官符を賜わつて東大・大安兩寺領の田地を買得し、ここに氏寺香積寺を建立した。兩人の歿後女子佐伯氏子が伝領したが、経營宜しからず、右田地を故關院大臣藤原冬嗣に売却してしまつた。冬嗣はこれを山階寺南門堂法華会料田とし、同氏に伝領した。所が佐伯の氏人等が氏寺の退転を悲しみ、氏大師真雅僧正の仲介で藤原良房から田地の返還を受け氏寺を再興した。その後昌泰三年に東大寺別当道義律師が旧寺領返還の訴訟を起して官許を得、延喜四年に堂舎仏像を悉く東大寺南大門東傍に移してしまつたので、止むなく前述の附屬状を出したと云うものである。

ここで注意すべき事は、良房が返却するに際し、氏人等の悲願に感じ、「不返納本直、徒返与本主」と記している事である。

つまり本来なら買戻すべき所だが、右の特殊事情により無償で返還すると云うのである。この記載からして次の二点を明かにし得よう。第一に買戻は本直（佐伯氏子の売価）により行ふべきものである。第二は本主とは売却人自身だけでなくその子孫も本主と称し得ると云う事である。更に文中に「但本新券等自閑院未返得也」と注記がある。本券とは佐伯麻毛利等の買券、新券とは氏子の売券の事であろう。売買に限らず無償譲与の際にも旧券を副えるのが通例であるが、未だ良房から返却されなかつたので、旧券を附屬状に副える事が出来ないと云う意味で注記したものであろう。

(4) 永久二年十一月廿九日付僧某作手売券（平遺五一―一六三九頁）

この売券は大和国平群郡中の田島三段大を平群姉子が僧長遣に売却したもので、その経緯は僧元敵が（平群？）末経から直五百疋の鎧一領を借用したが弁済せずして死去したので、故末経の母平群姉子が訴えて右の田島を差押えた（当時御目代件田島等立札被加制止<sup>④</sup>）。そこで元敵の弟長遣が本直と同じく価格五百疋の鎧一領を返弁して亡兄元敵の田島を買戻した（生母平群姉子以彼元敵作手田島、為件鎧備直、永所売渡長遣也）。文中に買戻の語はないが本直同価の鎧を返済（以本直之疋五百疋之鎧壹領返弁畢）し、この鎧を売価として田島を売渡すと記しているから、買戻の例



と云い得よう。然し内容的には債務不履行による差押物件の解除とも解し得る事右に見る通りである。

次に弁償文言付売券の例を列挙してみよう。

(5)貞観十六年四月十九日付広津福主田直錢請文(平遺一―一八〇頁)

謹解 申請田直錢事

合田肆段 在京南□□里卅坪西

直貞觀錢壹貫捌佰文

右件新開田直請如件者、後日誤者、被当勘本錢、加利息將進納、仍注事狀、以解

貞観十六年四月十九日

広津「福主」

相請池田「美喜」

上件新開田直請、見刀禰伊福部豊成

この文書は寛平三年四月十九日付の大神郷長解写と伊勢推茂田直米請文写(平遺一―二四・二一五)・延喜九年七月十七日付の左京秦岑吉嶋売券写と同請嶋直稻文写(平遺一―三〇六頁)・天曆五年五月十一日付の平忠信家地売券と同直稻納状(平遺一―三八五頁)・永延二年四月十九日付大法師慶泉家地売券と正暦元年十一月廿八日付同請家地直稻状(平遺二―四六七・四八九頁)等の例にみる如く、売券と一対をなす文書で、極く簡単な文例では売却代価の受領証若くは請求書の体裁をなしている。掲記の例

はこの請文に土地売買の弁償文言が附加された例と云えよう。

何故かかる請文が売券に副えて出されたかと云うと、中世以降売券と借用証が一対で出される例の多い事、天永二年二月廿八日付上座某田直請文(平遺四―一五七八頁)に「以来秋之時可弁進」、元暦二年六月六日付山部則光嶋直請取状(平遺八―三七八頁)に「但直米秋可下行之由堂司有請文、米賜之後可返奉之状如件」等と返弁期を明示した例のみえる事等の点から、かかる請文を伴う売券は不動産質入証書で、請文は借用証書と云う意味を有したのではないかと推測する。<sup>⑤</sup>

(6)天永四年二月廿五日付大中臣某封戸売券案(平遺四―一六一六頁)

大中臣朝臣某が宮司在任中没官検領した多氣郡の取石部常吉の戸一畑を要用により外宮権禰宜度会神主季晴に沽却したもので、末に右封戸が後日所課納入を怠ったならば、他の財物を入替える(若件戸後日有牢籠者、以他財物可入替之状如件)との弁償文言を附している。中田博士は平安時代の弁償文言附売券としてこの一例を挙げ、これは本直弁償の一変体で、この例により平安末期より本直弁償の行われた事を推知し得るとしておられる。<sup>⑥</sup>

(7)久安五年八月十四日付僧祐善田地売券(平遺六一―二五六頁)

この売券は僧祐善が先祖相伝の水田三段一一〇歩を要用により僧印懐院に沽却したもので、末に「若万之一令相違之事出来者、

以本直米可買返者也」との弁償文言が記されている。

(8) 承安四年二月二日付下道延貞子戸主売券（平遺七一・二八三四頁）

この売券は下道延貞子が八条朱雀の地戸主半を藤太に売却したもので、末に「三年間不可有相違、有若相違半、可弁者也」と三年間の期限付きの弁償文言がある。弁と記しているが、売却の弁償だから買戻の意味と解し得よう。

(9) 治承四年二月十五日僧林祐田地売券（平遺八一・二九〇頁）

僧林祐が要用により直米七石で田地一段小を紀姉子に売却したもので、末に「若異論出来、背約諾之時、可返本直米」との弁償文言がある。返とあるが例(8)同様買戻の意と解する。

(10) 養和二年三月十二日付平姉子田地売券（平遺八一・三〇五七頁）

平姉子が要用により田地二段を直米十石で僧永信院に売却したもので、末に「然而若付彼本券有後日相論出来者、売主諸共可致其沙汰、尚為他人及被收公者、可返進本直米之由、成契状之処也、更不可有後代之異論」との明沙汰並に弁償文言がある。この返進も前述の理由で買戻の意と解する。

以上平安末期迄の買戻の史料を挙げて来たが、ここでそれ等の史料に基き買戻の意味を検討する事としたい。先ず買戻の諸要件を列挙すれば

(1) 買戻は本主の権利又は責任により行われる。

史料(1)―(10)を通じて買戻人が当該田地の本主たる事は明かである。尤もこの場合の本主とは単純な旧所有者とのみ解し得ない事に注意する必要がある。例(1)では売主と墾田所有者は戸を異にする。売券面からは何故他人の土地を売却し得たか明かでないが、売主と田主とは夫婦関係又は債務関係があったかと想像される。例(2)の本主自由の意味については既述した。例(3)は買戻人が氏人であり、例(4)は旧主の弟である。一般に土地売券には親族の連署した例が多く、例えば戸主（大同元・十二・十大和國添下郡司解・平遺一〇・二二頁）・弟（弘仁九・三・十近江國大國郷墾田売券・平遺一〇・二九頁）・母（承和三・二・五山城國高田郷長解案・平遺一〇・五四頁）・夫（延長六・十二・十五安部乙町子家地売券・平遺一〇・三四頁）等が相売人として売券に連署しているが、これ等の相売人は当該売買の保証の責任を有したものと推測される。従って本主とは売主の親族係累をも含む広義に解すべきである。

ところで本主には売買保証の責任と共に買戻の権利が留保されていたように思われる。責任については例(5)―(10)の弁償文言と例(4)がそれを示すが、権利については例

(1)―(3)の如く売買保証の責任に基いて行われた形迹のない買戻の例がそれを示すと思う。特に例(3)では東大寺別

当道義律師が旧寺領返還の訴訟を起して勝訴しているが、この例等本主の請求権を示すものであろう。又久安三年

四月日付紀伊国官省符莊住人等解案(平遺六一三〇一頁)に、行任の子僧範勝が所司良快を殺害した廉で、庄の旧

例に基き行任等の田畠を没官されたが、孫僧良寛が「依

為主可返給」と再三訴えて庄の住人等と争った事が記

されている。この訴訟が最終的に良寛の請求権を認め

たかどうか不明であるが、良寛が本主の請求権を楯にとつ

て争訟した事だけは認め得る。一般に所領の係争には本

主の請求権が屢々訴因として挙げられている点に注意す

る必要がある。

(2)買戻は原則として本直を代価とする。

例(3)(4)(7)(9)(10)に本直と明記されている。例(6)も前述の如

く本直弁償の変形と解し得る。例(5)は本銭の外に利息を

加えると明記している。しかし後章に述べる如く古代に

は法定の出挙以外の出息は禁じられていたので、この例

は違法契約だったと解すべきと思う。令制の弛緩期には

かかる例は屢々見受けするのであるが。

(3)買戻の期限は(8)の如く特約した例もあるが、一般には何

等言及しないのが普通である。尤も例(5)所掲の返弁期限

を明示した請文の例からすれば、売券には買戻期限を明

示しなくとも、請文で明記した場合もあったかも知れな

い。しかし請文でも期限を明示した例は稀であるから、

買戻期限は明示しないのが一般と解してよいであろう。

所で中田博士は「日本古法に於ける、追奪担保の沿革」

〔法制史論叢三一九一―二〇〇頁〕に於いて、我国中世の売券の

弁償文言について論ぜられたが、その大要を摘記すると次の通りである。

(1)弁償責任は売主(本主)の外、子孫(相続人)或いは売主

の指定する保証人等にも移転する。

(2)最も古く且基本的な弁償方法は代価(本銭・本直・本物)

の返還で、のち次第に本銭一倍、稀に三倍、或は利子の

附加、又は適宜な増額をして返還する事も行われるよう

になった。

(3)これ等の弁償責任には、当事者間の特約で定める場合の

他は法定の存続期間もなく、嘉元元年十月十二日付寺主

大法師領田沽却狀（東寺百合文書）の弁償文言に「不可依年記之近遠、可返本直也」とあるのが一般的原則と思われる。

以上の中世の弁償責任の要件は、前述の古代の買戻の要件と誠によく符合する事が知られるであろう。

さて買戻が以上の如き性格をもつとすれば、これを以て単純な売買と解する事は大いに疑問であると云わなければならぬであろう。先ず弁償責任について云えば、売買完了後も長く売主が弁償責任を負うと云う事は今日の法理上からは誠に理解し難い事である。今日売買に於ける弁償責任と云えば担保責任が該当するが、物自体の瑕疵担保責任及び権利の瑕疵に対する追奪担保責任の何れの場合にも、瑕疵の発見後一年以内に契約解除又は損害賠償その他の方法により瑕疵の除去是正を計るべき事と定められている。要するに売買は目的物と対価の公正な交換を以て完結すべきものであり、担保責任とは交換の実質的不等価を是正し、速かに公平関係を恢復する目的をもつものである。然るに前述の如く古代の売券の弁償文言の例では責任の存続期間を明示しないのが一般であり、例(8)の如く明示した例では

三年の長期に及ぶ。中世の例でも三年・五年等の例が知られている。

そこで古代の担保責任について考察すると、先ず、雜律買奴婢馬牛条の売主の瑕疵担保責任に関する規定を挙げる事が出来る。

凡買奴婢馬牛已過價、不立市券過三日、答三十、売者減一等、

立券之後有旧病者、三日内聽悔、無病欺者市如法、違者答三十

（大系本律一六一頁）

右文中の「悔」の字は裁判至要抄所引の同逸文では「悔返」とするが、大系本の依拠した法曹至要抄所引の逸文と嘉承元年五月廿九日付官宣旨案（平遺四一五二三頁）所引の同逸文では「悔」字のみを記しているので、大系本の復原が正しいと思う。然しその意味は両至要抄の解釈の如く「悔返」と同義で、売買の目的物に瑕疵ある場合に売主が代価を返還して当該目的物を引取る事であろう。元來悔返の意味は名例律盜詐取人財物条に「（凡）盜詐取人財物、而於財主首露者、与経官司自首同、其於餘贓心坐之属、悔過還主者、聽減本罪三等坐之（下略）」とある如く、犯罪者が己の罪過を悔いる事から出た語と思われるが、前述の如く

契約解除の意味をもつようになったのは、古代に於ては人と人との間に発生するトラブルが宗教上及び法制上、更に法制上でも民法上と刑法上と云うように、今日みる如き觀念的分化を遂げていなかったためではないかと思う。前述の延暦十二年十二月十八日紀略に見える悔返の例も売買契約の解除の意と解し得るであろう。裁判・法曹兩至要抄には前記の他にも財産贈与に関して和与の物は悔返さずとの見解を述べているが、これも贈与契約の解除の意と解し得る。

所で右律文に買主の解約請求を三日間の期限内に限っている点に注意する必要がある。古代に於ても売買の瑕疵担保責任の期限は極く短時に制限されていたのであり、売買は原則として目的物と対価の交換を以て完結すべきものだったのである。兩至要抄がこの律文について、この律文に規定する場合の外は「売買約諾之物、全無改易之法、遂可依前約也」と注しているのはこの意味で妥当な見解と云い得よう。

次に追奪担保責任について考察すると、中田博士も指摘されたように、我律令法にはこれに関する規定が見られな

いのである。<sup>⑦</sup>しかしながら、前述の如く瑕疵担保責任に関する律条が存した位であるから、土地売買上でもこの当時追奪担保の必要が存しなかったとは考え難いし、何よりも先ず前掲例(5)~(10)の如く売券に後日の違約・第三者の妨害等に対する売主の担保責任を明示している事が当時の追奪担保の現実性を雄弁に物語るものであろう。にも拘らず、その規定がなかったのは何故であらうか。

この問題の詳論は他日を期する事として、ここでは次の事を指摘しておきたい。古代法が現行法に比し法的分化の遙かに未発達であった事は前にも悔返の語義に関して触れたが、この事は種々の契約に關しても云い得る。例えば雜令公私以財物条には質権者が出挙の質物を物主に対することとなく第三者に売却する事を禁じている。対するとは立會・承諾ほどの意味であらう。所が雜律違令条には「凡違令者笞五十謂、令有禁制、律無罪名者別式減一等」とあるから、右の質物の無斷売却が刑罰の対象となつた事は明かである。又雜令同条に「若違法責利、契外掣奪、及非出息之債者、官為理」とある。違法責利とは、(1)滿六十日毎に元本の $\frac{1}{8}$ 以下の利息を取る事、(2)利息總額が元本額を超過しない事、

(3) 利息の元本繰入を禁ずる事と云う同条規定の利息制限法に違反した利息徴収を意味し、これ亦違令罪を構成する。

契外掣奪とは同条義解に契約書記載のものとは異なる質物を要求したり(廻易物色)、弁済期限前に流質を強要する(盈縮

程期)等の例を挙げ、「皆於契状外牽擾強奪之類也」と云い、雜律負債強牽財物条に「(凡)負債不告官司、而強牽財物、

過本契者、坐贓論」とあるから贓物罪を構成するものであったろう。更に非出息之債については、義解は「交関懸違、

受寄輒用之類也」と注し、雜律負債違契不償条の注に、「負債者、謂非出挙之物、依令合理者、或欠負公私財物、乃違

約乖期不償者、若延日及經恩不償者、皆依判断及恩後之日、科罪如初」と記している。而して交関懸違とは法曹至要抄

中負債条の負債不償事の項に右律文と注を引いて、「負債者、仮令交易賈直不償之類也」と案を附している所から考

えて、購入代金の支払遅滞を指すものであろう。このよう

な契約違反行為が刑罰の対象となった事は、右律条に「(凡)負債違契不償、一端以上違二十日、答二十、二十日加一等、

罪止杖六十、三十端加二等、百端又加三等、各令備償」とある事から明かである。受寄輒用とは法曹至要抄中預物条

の預物費事の項に雜律受寄財物費用条の「(凡)受寄財物、而輒費用者、坐贓論、減一等、詐言死失者、以詐欺取財物論、減一等可」の律文を引く所からも知られる如く寄託物の無断費用を意味し、贓物罪を構成するものであった。

現行法に於ては以上の如き契約上の違法或は違反行為は民訴法上の処理に委ねられ、詐欺その他の要件を具備した

場合に初めて刑法上の問題となるが、古代法に於ては前述の如く直ちに刑罰の対象とされた。これは古代法に於ける

公法・私法の未分化に依るもので、前述の追奪担保の問題

等も売主の竊盜・詐欺或は質物の無断売却等の罪として処理された事が想像され、これが追奪担保に関する法令を見

出し得なかつた理由ではないかと想像する。單純な物的瑕疵については前述の如き立法も可能であったが、売人の権

利の瑕疵に関するような複雑な契約關係については、當時は未だ技術的に立法不可能だったのであろう。嘉承元年五

月廿九日付官宣旨案(平遺四一五二三~一五二七頁)所引の康

和四年十二月十五日付明法博士中原範政の勘文に、故皇太后宮職と加茂社司との撰津国長洲庄の相博(交換)契約の

効力をめぐる訴訟について、雜律賈奴婢馬牛条の律文を引

いて「拠此文、至馬牛者、売買之後有旧病之日、雖有悔法、於他物者、無有悔」と云い、「売買之後輒不可改正者也」とも意見を述べている。又裁判至要抄の田畠宅地売買事の條に田令宅地條の令文を引き、「案之、田畠宅地売買之時、須經官司絶後論、又売買畢之後不可更改」と注している。

これ等の例からしても、律令に追奪担保の規定の存しなかつた事に関する如上の推測の誤りない事が知られるのではなからうか。と同時に不動産の場合も売買完了後は容易に契約の更改をすべからざるものと考えられていた事が知られるのである。

かような次第であるから、古代にも追奪担保責任が認められていた事は誤りないと思うが、問題はその存続期間が三年・五年等の長期に及ぶ事である。この点につき中田博士は相對的所有權説と契約解除説の二説を挙げられた。<sup>46)</sup>前者は古代の土地売買が売買兩当事者にのみ有効な所有權の移転契約であつて、買人は第三者の追奪に対し常に売人の防禦を求めらるゝ必要があつたとの見解であり、後説は古代には売却地が第三者の追奪を受けた場合、売主は一方的に罰金を支払つて売買契約を解除する自由を有していたとの見

解である。これら兩説はいずれも追奪担保責任の存続期間の長期に及ぶ理由を説明するのに有効ではあるが、担保の目的を売却地として疑われない点に考究の余地があるのではなからうか。屢々述べて来たように古代の土地売買には不動産質の意味があつたと思われるが、この見地からすれば土地売買に於ける追奪担保責任は入質地を目的とするとい得よう。<sup>47)</sup>従つてその存続期間は入質期限を意味する事となり、三年・五年の長期に及ぶ事も何等異とする必要がなくなる訳である。

さて然らば買戻についてはどのように考え得るであろうか。これを以て單純な売買と解し難い理由は本直を代価とする点である。而もその売却後の期間をみると、例(2)では本主の売却年時は不明であるが、土師吉雄の売却以後だけでも十年を経過している。又例(3)では佐伯氏子の売却から氏人等に返却された時迄は少くとも三十年の歳月がたつていたと想像されるのである。<sup>48)</sup>又例(8)では買戻の契約期限が三年間であつた。今日の売買常識からすればかかる長年月を距つても売価が全く変らないと云う事は理解し難い事である。別稿にも述べたように古代にも秋の收穫後と夏の端

境期では稻の価格に大きな変動が定期的に生じたのであり、又第二表からも明かなように時代によって土地の価格も一様ではなかったし、地域によっても相違があったと思われる。従つて古代に於ても、買戻が本直によるべきものであったと云う事は、これを単なる売買と解し難い所以なのである。

そこでこの疑問を解決する為に、追奪担保の説明の場合のように売買を不動産質の語に置換えるならば、買戻は質地の請戻の意味になり、買戻期限は請戻期限、債務償還期限、本直とは債務元本を意味する事となつて、長年月後にも売価と買戻価格の変化しない理由が無理なく説明し得るであろう。同時に前述した本主の買戻権も質置人の請戻請求権と解し得る訳で、本主又は相続人たる子孫が長年月後に買戻をなし得る事の疑問を氷解し得るものと思うのである。現行民法第五七九、五八五条にも不動産の買戻の条項がある。これは現民法施行以前に一般に行われた買戻条件附売買の遺制であり、債権担保の手段と考えられている。その方法は売主が法定期限内に任意に代金と契約費用を買主に提供して行い得ると云うもので、代金の利息は不動産

の果実と見做して徴し得ない事となつてゐる。期限は当事者間の特約ある場合も十年を限度とし、ない場合は最長五年とする。これ等の要件は古代の買戻ともよく一致し、買戻慣行の起源が遠く古代に溯る事を証するものであろう。

序に例(5)について一言すると、この例では本錢以外にその利息をも徴する事としてゐる。これは前述の買戻条件附売買と共に現行民法施行以前広く行われた売渡担保(讓渡担保)の初見史料と云い得るのではなからうか。売渡担保とは債務者が債権者に担保物件を売渡す事で、買戻条件附売買との相違は元本の他に利息が徴される点である。現行民法では買戻の如く法文中に採入れられなかったが現に慣行的に行われている。<sup>④</sup>これ等買戻条件附売買・売渡担保等はいわば売買と債権担保契約との中間的性格をもつと云い得るのであつて、これ等が前述の売券の弁償文言中に見られる事は、この文言が買戻・売渡担保の慣行と売買の追奪担保責任とを複合した性格をもつと解する事を可能ならしめるものであろう。かく解する事によつても前述した追奪担保責任の存続期間に関する疑問を説明し得ると思ふのである。

以上買戻の性格を縷々述べて来たが、古代の土地売買の



債権性を考えるもう一つの手掛りとして、転売について述べておきたい。買戻が一般に本直を価格とした事は既に述べたが、転売についてもこれに類似した問題があるのである。先ずその史料を挙げよう。

(1) 関戸守彦氏所蔵の古文書の内に大和国添上郡檜中郷(京南五条五里一坪)の家地三〇〇歩と附属田地九反三〇〇歩に関する一連の転売券文がある。今平安遺文によってその転売・譲渡の経過を表示すれば次の通りである。

平安遺文 文書番号	地主名	移転区分	価格	年次
二六二	多安子			?
二六三	秦阿禰子		一五〇東	天曆八・五・八
三二一	右衛門少志(少尉)			
三二二	若江吉邦			?
三〇〇	某・仲為仁			天禄四・五・三三
三三一	丸部時忠			?
三三二				

三三二	息	丸部大平	売却	二〇〇東	天元三・二・七
三三二		高橋経三	売却	二〇〇東	寛和三・正・七 (〆二・一三立券)
三二四	勸修寺別当上綱	某	譲与		永延二・三・一〇
三三二六	大法師	泉	売却	本直 一〇〇東	永延二・四・二九 正曆元・一・二二八 (直認)
三五三	東大寺五師	春	寄進(寛朝)		正曆五・二・二一
三五五	法	寛朝	譲与(弟子僧賢信)		?
三五七	弟子僧・河内統師	信	売却	二〇〇東	長徳元・一〇・五
四一七	在官威儀師・大法師	芸	譲与		?
四一七	弟子僧・東大寺都維那	某	売却	二〇〇東	長保四・六・二三

右の例でみると、天元三年（七年）―寛和三年（二年）―永延二年（七年）―長徳元年（七年）―長保四年の間隔を以て四十二年間に五回同一価格で転売された事が明らかである。殊に三一八・三二六両号売券では本直を売価とした事が明記されている。この事は前述の買戻の場合と同様転売も亦本直によるのが原則であり、この種の売買は売買と解するよりもむしろ不動産質権又は債権の売却・譲渡と解し得る事を示すものではなからうか。

右の例は極めて顕著な一例であるが、このような同一価格（本直）による転売の例は平安時代の数多くの同種の手継券文に於て断片的ながら屢々見出される。次にその例を挙げてみよう。

(2)左京七条一坊十五町西一行北四七門 家地四戸主の手継券文

（平造二〇七・二二六・二三二・二五一・三〇九・三五一 東寺文書）

延喜12・7・17、山背忌寸大海当氏―（延喜錢60貫）―延喜19・

4・21、源理…延長7・6・29、男源市童子―（延喜錢10貫）―

天曆3・4・9、安倍良子―（延喜錢10貫）―椛前阿公子…

天元2・10・2、男（カ穴太某）―（乾元錢9貫）―吉志安國…

正曆4・6・20、（男）吉志忠兼―（采12石）―紀滋忠

この頃は貨幣価格の変動下落が甚しく、新銭発行の度に旧銭十に対し新銭一を交換して錢価の下落を抑止した。東大院文書四櫃の第八卷（大日本古文書―東大院文書三丁13〜22頁）に撰津国家地売買公驗案（六通）を収めるが、その内神護景雲二年（一通）・同三年（二通）の新樂師寺三綱牒三通は何れも東生郡酒人郷御壘殿村の地三町二段四七步に関するもので、而も三年牒では一は価格を七百貫とし、他は七十貫とする。これは大日本古文書の編者注の如く、七百貫は旧銭、七十貫は新銭と解すべきであろう。これより四年前の天平神護元年九月に新銭神功開宝が発行され、旧銭と並用が令せられた（続紀）。続紀は新旧両錢の交換率に触れていないが、後の例により又右の三綱牒の記載からして十対一であったかと推測される。

所で左京七条一坊の家地手継券文の例では延喜十二年に延喜錢六〇貫文であったが、延長七年、天曆三年には同錢一〇貫文であった。延喜錢の発行は延喜七年十一月三日詔（紀略）に見える。故に前述の神功開宝の例からすれば、発行年次に近い延喜十二年の価格の方が延長七年・天曆三年

の価格よりも安いのが普通と思われるが、右の例では逆に  
なっている。その理由は明かでないが、延喜十二年売券が  
旧銭(寛平大宝)を新銭(延喜通宝)と誤記したか、又はこ  
の頃屢々常平所が米価調節を行っているので—例えば近い  
頃では延喜九年正月廿七日扶桑略記・承平元年壬五月十一  
日紀略等に例が見える—、その結果貨幣価格が高騰したも  
のか、その他色々の推測が可能であろう。それは兎も角も  
延長七年・天曆三年両度の売価が等しいと云う事は例(1)の  
推論を裏付ける一証ではなからうか。

(3)大和国平群郡京南八条九里卅四坪 家地四段二二〇歩 (平遣三

〇三・三〇四・三四七 吉田文書 天延2・7・3、文耀—(稻一三

〇束) → 正曆2・10・23、陽遍—(稻一三〇束) → 鎮祐

(4)大和国東大寺領春日庄内(郡七条三里廿七坪字井尻) 田地六段

(平遣九九四・一〇六三・一〇六四・成實堂文庫文書・石崎直矢氏所蔵

文書)

康平8・2・19、慶寿—(絹三〇疋) → 延久3・7・27、慶秀—

—(絹三〇疋) → 津守長童

(5)左京四条二坊九町西三四行北七八門 家地一戸主 (平遣一二四五

・一二九四 東寺文書)

応徳2・12、妙智—(米一五〇石) → 寛治5・4・26、藤原清家

—(米一五〇石) → 頼輝

(6)大和国平群郡飽波東郷七条三里廿一坪北畔本 田地二段 (平遣

二二五四・二二五五・二八三三 百卷本東大寺文書・筒井寛聖氏文書)

大治5・3・7、經実—(米一二石) → 信秀……? → 久寿3・

3・3、僧某(信秀ト同一人カ) —(米二石) → 大中臣三子

(7)左京大宮ヨリ西 塩小路ヨリ北塩小路面 家地一戸主三丈 (平遣

二二七二・二二八六・三〇二〇・三六二四 東寺百合文書)

中原貞季—(相続) → 保延3・9・22、養子平宗貞—(能米

一四五・〇六石) → 保延4・5・17、源吉貞—(能米一四五・〇

六石) → 平治1・8・20、平遠正—(米一五〇石) → 承安3・3

・11、静賢—(能米一五〇石) → 藤井季兼

(8)大和国東大寺上司字石井八大菩薩北 房地一処 (平遣三三八五・

二四二二・二五〇九・三八七二、山崎種二氏所蔵文書他)<sup>⑨</sup>

保延6・4・2、能得—(米六・七石) → 康治2・3・12、隆源

—(米六・七石) → 治承3・3・15、戒俊—(魚物) → 太郎

房覚雄

(9)大和国高市郡北郷東廿四条二里十九坪南畔本 田地三段 (平遣

二六〇五・三六二五、股野文書)

久安3・3・16、藤原仲子—(米一八・五石) → 多武峯帥禪師

……? → 承安3・3・15、東大寺都維那俊範—(米一八・五石)

→ 伴為則

(10) 大和国添上郡西里東大寺郷内東大寺宮殿地丑寅角 家地四間五尺

五寸 (平造二六八二・二六八三・三四六四・三六五四、百卷本東大寺

文書、京大本東大寺文書) 保延5、威儀師某(讓与) ↓久安5・

12・19、弟子僧暹寛 ↓(米二八石) ↓仁安3・5・28、源殿 ↓

(負物之替) ↓承安4・2・19、義仁 ↓(米二八石) ↓勝慶

(11) 大和国東大寺上司内 家地一処 (平造三二四八・三六二七・三八

六八、石崎直矢氏所藏文書、京大本東大寺文書)

応保3・2・19、林俊 ↓(稻統) ↓承安3・4・17、娘平姉子

↓(米一〇石) ↓治承3・2・6、玄仁 ↓(米一〇石) ↓永範

以上同一土地の一連の転売・讓与に関する手継券文の内

価格の同一な例を挙げてみた。しかし多くの手継券文の内

には必ずしもこのような同一価格の例ばかりではなく、或

は漸増し又は低落する例もある。今比較の見易い漸増の例

を三例挙げてみよう。

(12) 左京八条四坊七坪辰巳角字島垣内 畠地三段 (平造一六八二・一

六八三・二二二六・二二七三・二二七四・三三二二、東大寺文書)

嘉承2・12・28、僧長会 ↓(米六石) ↓大治4・2・24、大宅姉子

↓(米一五・五石) ↓大治5・12・22、僧覚賢 ↓(米一七・五

石) ↓佐伯四郎丸……? ↓僧玄延(讓与) ↓妻西妙 ↓

(讓与) ↓治承2・3・27、娘佐伯三子 ↓(米二四石) ↓三藏

二郎丸

(13) 大和国葛下北郷十八条一里卅六坪勸学院田 田地二段 (平造

一六六八・二七六八・二〇六四、内閣文庫藏東大寺文書)

嘉承元・12・28、櫻嶋成弘 ↓(米三石) ↓天永3・4・17、僧能

聖 ↓(米四石) ↓僧勝(縁) ……? ↓大治元・3・7、大原

兼清 ↓(米六石) ↓山崎姉子

(14) 大和国添上郡東大寺郷今小路南畑 家地一処 (大日本古文书東大

大寺図書館文書六六五・五七一・六五四・二〇四・六九七)

本例は南北朝期までのものも含むが、銭価の漸増が明白なの

で挙げてみた。

久安6・8・25、橘行長 ↓(二七貫) ↓藤原鶴寿女 ……? ↓

建保2・4・9、金寿女 ↓(二八貫) ↓覚円房覚玄 ……? ↓

文永8・11・8、僧良禪 ↓(二九貫) ↓兵部公 ……? ↓正慶

2・10・5、僧快実 ↓(讓与) ↓力松丸 ……? ↓貞治5・12・

11、僧実舜 ↓(二九・六貫) ↓徳有女

私が平安遺文によって調査した所では、連券五五例中価格の比較の可能な例は二八例あり、そのうち同一価格の例が前掲の如く一一例、価格の異なる例が一九例ある。このような点から見ても手継券文に於ける価格の同一は単なる偶然ではなく、本直売買と云う事が古代に於ける土地売買

上の一原則であった事、その事は屢々指摘したように古代の土地売買に不動産質と云う意味があつた事を示すものではないかと云う点を明かにし得たと思う。

然らば古代には土地の売買と質入とが全く区別されていなかったかと云うと必ずしもそうではない。次にこの点を明かにするために当時の土地を抵当又は質入しての貸借について考察を進める事としよう。

⑮ 中田博士「律令時代の土地私有権」第四章参照、『法制史論集』二 一一一―一五頁。

⑯ この勅文は、扶桑略記は宝龜十年九月十六日官符とする。三代格は宝龜十一年六月十六日官符とし、文は略記と同じで統紀とやや異なる。

⑰ 竹内博士『奈良朝時代に於ける寺院經濟の研究』一二九頁。

⑱ 富地直一博士『神道史』一一五―一二三頁。なお延暦十七年十二月廿一日官符(新抄格勅符抄所取)に八幡託宣が詳述されているが、常神田は「常に給う所の神田」と記されている。

⑲ 新抄格勅符抄卷十冒頭に取められた神封四八七六戸の記載は、それ自体には文書の種類も年紀も記されていないが、内題下に「大同元年牒」とあるものがそれであると一般に解されているようである。なお飯田瑞穂氏「新抄格勅符抄に関する考察」(『芸林』十一六)参照。

⑳ 大宝令では養老田令六年一斑条の本注である「神田寺田不在此限」を別立てして神田条の一条を立て、いた事諸説一致して認めている。

仁井田隆博士「中國・日本古代の土地私有制」(『中國法制史研究』一二二頁及び註94)は「凡神田寺田不在取授之限」と復原され、虎尾俊

哉氏『班田取授法の研究』二三・四九八頁も仁井田博士説に従つておられる。滝川博士『律令の研究』四七四頁は田令交錯条の次に神寺田条があつたが、内容は不明とされる。

㉑ 天平勝宝二年二月廿九日紀に、それ以前神封四二〇戸、田三〇町だつたのを増加して八幡神に二品の位封相当の八百戸、位田八十町を充て、比売神には二品相当の六百戸・六十町を充てたとある。田令位田条・禄令食封条の規定に一致する。但し勝宝二年以前の神封・田の数は右規定の何位の食封・田数とも一致せず、位封・位田の規定に基いた数が否か明確でない。

㉒ 常地についてはなお弘仁十年十一月五日官符・天長四年九月廿六日官符(三代格四八五・六頁、三代実録所収貞觀八年五月廿一日勅)の例も言及しておく必要がある。これは本稿(上)の注⑩に論及したように、京中の閑廢地の耕營の申請有効期間を一年間認めただものであるが、同時に閑廢者を「為彼常地」「永為彼地主」と記している。同じ事をかく二様に表現したのである。閑廢地とは空閑地・荒廢田を指す。本稿(上)に述べたように荒廢田は田令荒廢条に取公規定があり、空閑地は同条及びその古記により官人閑墾の場合は普解と共に、百姓墾田は最初終身制(百姓墾者待止身亡取授)であつたのが、三世一身法・永世私有令と取公期限が拡大された事が知られる。荒廢田も天長元年八月廿日格で終身間の常荒田制が成立した事既述の通りである。此等の立法経緯で明かなように前述の常地とは田令荒廢条の荒廢田の取公規定の適用を受けぬ地との意味で、恐らく常荒田同様終身制ではないかと想像される。なお常荒田の史料は元慶七年六月廿九日三代実録にも見える。

㉓ 第一・二表所掲の例から、切常土・常土・常地・常根・常・限永年・永年・永地・永等の用語例を拾ひうる。

註⑨参照。

本稿第三章の官人百姓条に關する考察を參看されたい。

第九章⑩⑪の項を参照されたい。賃租を一年に限つた本条の規定は事実上土地永売の禁止と同じ効果をもちつて規定で、それは律令田制の諸規定が整備された大宝令以降に成立し得たものと考えている。

⑫ 滝川博士『律令時代の農民生活』一七九頁は、強奪なる語が私的強制執行を意味する事、雜律負債強奪財物条の「凡負債不告官司、而強奪財物過本契者、坐賊論」なる条文は、債権者が本契約の債務額を超過せざる範囲内では、官司に告げずして自ら暴力を振つて債務者の財産を差押える事が出来たことを物語るとしておられる。しかし雜令財物出学条の債務不履行の場合の質物売却の規定に官に告げて行へべき事を明記している例から見ても、私的強制執行も本来官に申告するものが原則だったのでなからうか。博士の指摘される如く、当時は有勞者が貧しい農民達に対し債権者として強権を振つたのは事実であるが、次章以下に述べる如く政府はそのような債権者の強権を抑制する為に多くの法的措置を講じていた。従つて例え本契約額内と雖も官司が私的強権の実行を看視せずには放任するとは考え難いのである。時代は降るが本文所掲の永久二年売券の例は目代が訴えを受けて差押えの制札を立てゝいる。強制執行が官人の手で行われた明徴としうるのでないであらうか。

⑬ 遙かに後世の史料ではあるが、近年紹介された宮内序書院部所蔵の旧九条家本「旅引付」(九条政基記 丙冊の文龜三年五月二日条(圖書寮渡刊『政基公旅引付』一三〇頁)に右の誠に顯著な事例があるので兼ねて紹介して置きたい。

売渡申舟淵領家分御年貢事

〔注記〕  
「此狀共以秋之年貢返弁破棄了、仍引墨者也」

合半分者 在泉州日根郡  
舟淵村之

右件御所領者、依有要用、直錢肆貫文仁万福院江売渡申她実正也、但來秋中ニ貫別毎月肆拾文宛加利平、以其儘可買返申之由申合了、自然天下一同徳政行候共、於此儘不可有違乱候、仍爲後日支証之狀如件

文龜參年癸五月二日 竹原兵部少輔 定難判

同源三郎ニ返弁之次第等一紙可給之由申之、其趣

船淵村領家分御年貢半分質券ニ被入置、直錢肆貫文秘計申条妙候、毎月加貫別肆拾文宛之利平、以其儘來秋本利分自地下直取渡、件売券之狀取返可進上之由得其意者也、其時同此一紙可返上之狀如件

文龜三年五月二日

兵部少輔判

この頃九条政基は閔白を辭し、家領泉州日根野庄に下向していた。和泉守護の押妨が激しく、家領の維持が困難となつたので、直務を行うため文龜元年三月より永正元年十二月まで四ヶ年在庄し、その間の自筆日記が本旅引付である。この売券は偶々在庄奉行信乃小路宮内少輔長盛等が上京中で年貢徴収が出来ないので、船淵村番頭百姓源三郎右近に当座の金策を申付けた折の借錢証文で、在地奉行の一人竹原定雄が借主として署判している。

同じく二日の条にこの事情が詳記されている。即ち当年徳政が行われるとの風聞があるので証文を沽券状の体裁に作つて頂きたいとしてその案文を源三郎から差出して来た。

それを見た所、売渡すとは書載しているが実は借錢証文の体裁であつた。それで差支えないから案文通りの証文を与えるようにと竹原定雄に命じた。なお金主には源三郎自身の借書を入れ、前記の借錢証文は源三郎の手許に留め、年貢収納により返済の折返して貰ふ。売券とは別に源三郎からの申出により前掲の第二文書を渡した。以上が日記の記す大要である。

徳政回避のために借錢証文を売券の体裁にし、別に借錢証文を添えている。かゝる証文の形式は本文所述の如く起源が古いのである。日記では後返済終了により証文の面を墨で抹消している。

⑳ 中田博士『法制史論集』(三)八八頁「日本古法に於ける追奪担保の沿革」参照。

㉑ 中田博士『法制史論集』(一)四六頁「我古法に於ける保証及び連帯債務」及び前掲書八九〜一〇頁の中世の項に売主と共に請人や売主の子孫が追奪担保責任に任ずる多くの例を挙げている。

㉒ 中田博士『法制史論集』(三)八〇頁「日本古法に於ける追奪担保の沿革」。

㉓ 中田博士前掲書九三頁。

㉔ 法費至要抄所引の本条逸文には「過」字にワタスと傍調がある。天平宝字二年十一月廿八日付伊賀国阿拝郡柘植郷開田売買券に過備銭とあるのも同様であらう。

㉕ 類従本裁判至要抄馬牛財宝売買事の条。

㉖ 同本法費至要抄中売買条の売買約諾後不悔還事の条。

㉗ 動産売買の瑕疵により契約を解除した実例として、嘉応三年三月僧惠深・龜亮券(平造七・二七九二頁)の裏書に「父馬一匹買事候シカトモ馬ワルク候シカハ、元主(返)畢、若為後日沙汰注状如件」とあるものを挙げる。但し解約日限が三日以内であったかどうかは不明。

㉘ 中田博士前掲書八四頁、滝川博士『日本法制史』二〇一頁等参照。

㉙ 大系本律一五六頁。

㉚ 注の参照。大系本律一五七頁。

㉛ 大系本律一五六頁。

㉜ 群書類従卷七七。

㉝ 類従本は本文を「貴直可償」とし、一本に「賈直不償」と傍注するが、一本の方が文意が良いと思う。

④⑥ 関市令除官市買条に「不得懸違」との句があり、義解注は「懸者物主相許也、違者物主不知和也」とある。「懸」は同令官私交関条にも見え、滝川博士『日本法制史』(二〇〇頁)は懸元買を意味する語との見解を示しておられる。後述の如く当時は即時売買を基本としたが、かゝるかけ売も既に行われていたと思われる。しかしかゝる債権的売買は未だ社会慣行として充分普及していなかったから、売主の諒解なしに代金支払を何時迄も遅滞すると、契約不履行として刑罰の対象とされたであらう。

④⑦ 群書類従卷七七。

④⑧ 大系本律一五六頁。

④⑨ 中田博士前掲書八一頁。

④⑩ 現行民法第三四六条に、質権の担保する債権の範囲として、元本・利息等の外に、質権実行の費用・質物保存の費用・質物の隠れたる瑕疵によって生じた損害の賠償等を挙げている。このような意味で云えば、古代の土地売買の追奪担保責任は、質物の権利上の瑕疵により生じた損害の賠償責任とも云いうるであらう。

④⑪ 藤原冬嗣の死亡は天長三年。又真雅僧正が佐伯氏の氏の大師として同氏との関係を生じたのは斉衡三年頃ではなからうか。とすればその間の三十年前後が佐伯氏子の所領売却から氏人等への返却までの大凡の期間とならう。

真雅については、三代実録貞観三年十一月十一日条の伴善男の奏言に、空海の父佐伯直田公の男十一人への宿禰姓贈与の申請があるが、その理由として、同族の真持等が既に実意・道雄兩大法師の推挙で賜与に与つた不公平を挙げている。その際「今大僧都伝燈大法師位真雅、幸属時来、久待加護、比彼兩師、忽知高下」とある。加護とは貞観十六年三月廿三日紀・同七月十一日紀等に見えるように、藤原良房の計いで清和帝幼時の護持僧となつた事を指すのであらう。而るに実意等に

比し猶位が低いとの不満が佐伯宿禰性賜母の申請書中に忽然と述べられてゐるのは、この頃から氏大帥としての関係が生じたためではなからうか。真雅の任大僧都は齊衡三年十月十八日(文徳実録)である。

④ 拙稿「公田賃租について」(『書院部紀要』一四)。竹内博士『日本上代寺院経済史の研究』所収の上代物価表からも、時代による物価変動を伺い知る事が出来る。

⑤ 現行民法施行の初期には、売渡担保は流質禁止規定違反或は債權担保に関する詐欺行為と見做されたが、現在ではむしろ買戻よりも広く行われ、判例も漸次その合法性を認めつつあると云われる(『岩波法律学大辞典』売渡担保の項)。

⑥ 房地の所在地は売券に明記されていないが、平安遺文二四八五・四六六六号文書に見える上司宇石井島の地名と、二五七一号文書(上同家地処分状)に見える僧能徳が二三八五号文書の能徳と同一人ではないかと推測した事による。

## 六 私 出 拳

古代の債務契約の最も代表的なものは出拳である。周知の如く出拳とは利息附消費貸借を意味する語で、無利息の消費貸借又は使用貸借一般、その他諸々の債務と區別して特にかく呼ばれた。大別して財物(酒・錢等)と稲粟の二種類あり、又税制の一種として国家が農民に貸付ける公出拳と純然たる私的債務契約としての私出拳とも分類出来る。所で当面の土地売買との関連上問題となるのは私出拳で

あるが、実はその運営方法が甚だ明確でない。そこで先ずこの点から考察を始める必要がある。第三表は正倉院文書及び平安遺文から拾った貸借証文の例を表示したもので、錢出拳以外はいずれも私出拳に関する史料である。今利率・期間等により分類すると、(A) 1 (2) (3) (7)、(B) 1 (8) 2 (22) (24) 2 (2)、(C) 1 (5) 2 (6) の三種に分類し得ると思う。

先ず(A)類については、いずれも錢出拳で利率は八ヶ月に五割である。これは雑令の公私以財物条に、二ヶ月毎に $\frac{1}{2}$ の利息を加算するとある規定に一致する。現存の雑令は養老令文が知られるのみで、大宝令文を伺い知る事は出来ないが、養老令の施行期たる天平勝宝九歳以前にかかる例が見える事は、少くとも単行勅令等で養老令文と同じ錢出拳の利息法が施行された事を推測せしめるであろう。大宝令文にも同じ利息規定があったと迄は断言し難いが。

次に(B)類については、総て月借錢の例で、契約期間が一ヶ月、實際借用期間も三ヶ月前後のものが大部分であり、利率は月別一割三分(②以降の例は一割五分)である。これを前述の錢出拳の法定利率に比べると、一割三分はほぼ $\frac{1}{2}$ に等しい数値で、この点では雑令の規定に従っていると



第 三 表

	契約年月日	債務者名	債務額	利率	質物	期限	返済日
1	勝宝2・5・6	新田部入加	出挙錢 240文	0.5	田1反	秋	
2	〃 5・15	高屋兄胘	〃 400文	〃	口分田2反	8ヶ月	
3	〃 5・26	山道津守	〃 400文	〃	田1町	〃	
4	〃 6・5	大倭目佐伎万呂	借貸錢 1.6貫	—		〃	
5	宝字2・2・一	上道真浄	〃 1.0貫	—		5ヶ月	恩免
6	〃 6・27	? 真 養	月借錢 1.0貫	?		1ヶ月	〃
7	〃 5・8・29	丸子人主	商 錢 5.0貫	0.5		8ヶ月	
8	宝龟3・2・14	当麻鷹足	月借錢 300文	月0.13	布2端	2ヶ月	6・13
9	〃 2・25	丈部浜養	〃 500文	〃	家1区口分田3町	〃	
10	〃 〃	秦 度 守	〃 200文	月0.13	布1匹	料給時	6・14
11	〃 2・29	刑部広浜	〃 500文	月0.13	調布3端	〃	4・12
12	〃 2・30	物部道成	〃 300文	〃		布施給日	6・14
13	〃 4・12	念林老人	〃 150文	月0.15		1ヶ月	
14	〃 4・13	巧清成	〃 500文	月0.13		料給日	6・13
15	〃 6・18	能登国依	〃 1.2貫	〃		1ヶ月	7・1
16	〃 8・29	巧清成等6人	〃 2.0貫	〃	屋6字	冬服給日	10・21
17	〃 12・5	山部清成等2人	〃 1.2貫	〃	布7端	料給日	7・10
18	〃 12・25	念林宅成等2人	〃 1.0貫	〃	布施料調布		7・17
19	〃 12・27	八木宮主	〃 1.0貫	〃	布4端	3ヶ月	7・12
20	〃 12・28	田部国守等2人	〃 〃	〃	家2区	2ヶ月	4・4
21	〃 12・29	他田建足等2人	〃 700文	〃	家1区	3ヶ月	4・5
22	〃 4・1・25	念林宅成	〃 1.0貫	月0.15		2ヶ月	4・3
23	〃 2・15	高向小祖	代 錢 1.0貫	—		20日	7・12
24	〃 2・30	茨田千足	月借錢 400文	月0.15	夏衣服	2ヶ月	5・26
25	〃 〃	揚胡德足	〃 200文	〃		1ヶ月	4・14
26	〃 3・10	別家足	〃 400文	〃		〃	7・9
27	〃 4・4	大友路麻呂	〃 1.0貫	〃		料給時	7・10
28	〃 4・5	山部針麻呂	〃 600文	〃	家1区	2ヶ月	7・9
29	〃 〃	田部国守等2人	〃 1.2貫	〃	布4反	〃	7・10
30	〃 4・6	財磯足	〃 140文	〃		〃	9・30
31	〃 〃	置始清足	〃 400文	〃	布2端	料給日	7・12
32	〃 〃	船木麻呂	〃 800文	〃	布5端	〃	7・10
33	〃 〃	秦広津等3人	〃 500文	〃		夏衣給日	
34	〃 〃	出雲乎麻呂	〃 200文	〃	調布1端	料給時	7・9
35	〃 4・7	山辺千足	〃 300文	〃	家1区	布施給日	7・13
36	〃 4・8	箭集笠麻呂	〃 600文	〃		料給日	7・9
37	〃 〃	箭 藥 榮	〃 700文	〃		1ヶ月	7・7
38	〃 4・9	漢部佐美麻呂	〃 1.0貫	〃	布5端	料給時	7・11
39	〃 4・10	山部針麻呂等2人	借 錢 100文	〃		1ヶ月	7・17
40	〃 4・14	出雲乎麻呂	月借錢 300文	〃		料給時	7・9
41	〃 4・23	浄野人足	〃 400文	〃		1ヶ月	7・10
42	〃 7・9	出雲乎麻呂	〃 600文	〃	布5端	料給時	11・7
43	〃 7・11	巧清成	〃 500文	〃		1ヶ月	11・5
44	〃 9・20	大羅島守	〃 1.0貫	〃		料給日	11・7

	契約年月日	債務者名	債務額	利率	質物	期限	返済日
45	宝亀4・9・20	丈部 足等2人	月借錢 2.0貫	月0.15		布施給日	11・7
46	〃 9・21	置始 足清	〃 800文	〃	布4端	料給日	11・6
47	〃 9・22	漢部 佐美	〃 1.7貫	〃		料給時	〃
48	〃 5・2・10	等3人宅 童子	〃 1.0貫	〃	家1区		4・12
49	〃 3・6	大葦 浦 継手	〃 850文	〃	布3端	料給日	4・15
50	〃 9・19	大伴 綱麻呂等3人	〃 1.6貫	〃		〃	
51	〃 6・9・22	丈部 長岡等3人	〃 1.5貫	〃	国養物	2.5ヶ月	
52	〃 9・27	船 木 麻呂	〃 1.0貫	〃	家1区	料給日	
53	永久5・3・2	僧 禪 徳力	出挙米 8斗	?		秋	
54	長承4・3・9	〃 淨 円	〃 7斗	?		〃	
55	保延4・3・23	〃 行 楽	〃 5石	0.5	田1反	〃	
56	長寛2・?・6	〃 彦 定	〃 7斗	〃		〃	
57	〃 3・2・11	藤 原 行女	〃 稻 7束	〃	畠1反?	〃	
58	永万2・4・3	? 犬 祐	〃 米 5斗	〃		〃	
59	〃 7・5	〃 永 祐	〃 9.4石	〃	明年以後家地 0.5戸主	1ヶ年	
60	承安5・3・29	〃 謙 覚 ?	〃 3.2石	〃	田3反大	秋	

云い得るが、雑令では二ヶ月に $\frac{1}{2}$ の定めであるから、月借  
 銭では法定利率の二倍の利率となる。史料(22)以降月一割五  
 分に増加した(23)も一割五分である。理由は明かでないが、  
 月借銭の実例では何ヶ月と何ヶ月分と云うように日歩計算  
 をしている点から見て、計算の便宜上日歩五厘、月別一割  
 五分として埒に近い便宜な利率を定めたものと考え事も  
 出来るのではなからうか。

然らば月借銭では何故法定利率の倍の息利法が許された  
 のであろうか。前述の如く月借銭は契約期間が二ヶ月未満  
 の短期の契約が多い。例(23)の如く月借銭でないが契約期間  
 が一ヶ月未満の例もあるが、これは(4)(5)と同じく無利息の  
 借貸であろう。天平宝字五年正月十二日奉写一切経所解  
 (古四一四八五頁)にも見えるように、代銭とは官衙会計の仮  
 払金の事と思われ、従って無利息であったと思うのである。  
 これに対して月借銭は掲出例の大部分が写経生等の借銭証  
 文である事からも知られるように、下級官人達がその生計  
 の遺練りのために官から借金したものとと思われる。(24) 従って  
 本来極く短期の融資であったのであり、この事が二ヶ月以  
 上の一般金利法と異なる月別息利法を許した理由ではな

ろうか。雑令の公私以財物条の義解に六十日未満の債務には息利法がないと云い、六十日未満で息利すれば違法行為として処断する事ともなっていた。<sup>⑤</sup>

最後に(C)類について述べるならば、前二者と異なりこれは稲の私出挙で、息利法も前二者と異なり契約した年の秋に五割の利息を加えて返済する事が一般である。これは雑令の以稲粟条義解に春出挙し秋冬に返済する事を一年とする注しているように、時間的には一年未満であるが、秋の収穫時が農民にとり借財返済の可能な唯一の時期であった所からこのような習慣が生じたものではないかと思う。旧稿にも指摘したように古代には農業生産力の低さの故に、春播種用の粃や夏端境期の食糧の不足は毎年の事であり、貧農は富裕農民から毎年このような負債を受けては秋の収穫時に返済すると云う事を繰返していたと思われる。<sup>⑥</sup>従って稲粟私出挙は農業生産・再生産に密着した根深い慣行であったと推測されるのである。

所で問題はその息利法である。(C)類の史料はいずれも平安中・末期の例であるから、律令制初期の私稲出挙の息利法を直ちにこれ等の例から溯及せしめる訳には行かない。

そこで初期の史料を探してみると次の三例を挙げる事が出来るのではないかと思うのである。

第一に史料(1)である。この解文は錢出挙であるにも拘らずその返済期限を秋とし、長く見積つてもその契約期間は五ヶ月となる。前述の如く(A)類の錢出挙は八ヶ月五割の利率であるから史料(1)の息利法は(A)類と異なる。これに対し(C)類では秋(二年)に五割の息利法である点史料(1)に一致する。ただ出挙物件が稲でなく錢である点が問題となるだけである。この点については天平勝宝三年九月四日格に、天平九年以来私稲出挙が禁ぜられたため、表向き錢財と称して私稲出挙が行われた弊を指摘しているが、史料(1)はその実例だつたのではないであろうか。若し然りとすれば天平勝宝二年頃非合法的に行われた私稲出挙は年利五割制だった事になる。

第二には天平宝字三年四月八日生江臣息嶋解(古四十三五九頁)に「借貸稲式伯東給支云之利百束……」とあるものを挙げる。<sup>⑦</sup>借貸は無利息だったから私出挙禁止以後も許されていた。<sup>⑧</sup>にも拘らず右の如く百束の利稲が記されているのは、これ亦表向き借貸を装って私出挙を行った例であろう。而

してその利率は五割である。

第三に天平宝字五年二月三日紀に、越前国加賀郡少領道公勝石が私稲六万束を出挙して利稲三万束を収め、違勅罪に問われて利稲を没収されたとあるが、これも亦私稲出挙の年利率が五割だった事を示す一証ではなからうか。

このように私稲出挙は律令制初期以来年利五割制を原則としたと想像されるが、なおこの点を出挙諸規定から確かめてみよう。私稲出挙に関する最も古い規定は大宝雜令の稲粟出挙規定である。大宝令にこの規定が存した事は和銅四年十一月廿二日詔(續紀)に

詔曰、諸国大稅、三年之間借貸給之、勿收其利……又出挙私稲者、自今以後不得過半利、余者如令。

とあるから誤りないと思う。その令文については、延暦交替式に「雜令、凡以稲粟出挙者、以一年為斷、不得因旧本更令生利及廻利為本」と云う養老令同条と異なる令文を載せ、これが或は大宝令文ではないかとも疑われるが、この交替式は事項毎に先ず基本令文を掲げ、以後関連官符類を配すると云う編集方針をとっていて、且つ掲げる所の令文は全般に養老令文らしいので、右の雜令の文も養老令文の

抄出と解して置いた方が無難であろう。養老令文に比し重要な事項に欠ける点でかく解するにも不安はあるが。

かような次第であるから、私稲出挙関係の法令のうち内容の明かな最古のものは前述の和銅四年詔であり、次いで養老四年三月十七日官奏(續紀)に右和銅四年勅を引いた後に

……比來出挙多不依法、若臨時徵索、無稲可貸者、令其子姪易名重挙、依此鈔計、取利過本、積習成俗、深非道理、望請、其稲雖經多年、仍不過半倍

とあるものを挙げ得る。このように和銅四年勅と養老四年官奏が利稲を元本の五割以上徴してはならないとしている事は、私稲出挙の年利率が一般に五割であった事の傍証とし得るのではなからうか。

又公出挙には周知の通り大利(五割)と小利(三割)の二様の利率があったが、養老令が官稲を半倍とし、又天平年間の正税帳・郡稲帳に見える出挙利率が総て大利である点からみて、公出挙も大利が原則であったと思われる、民情に応じて旧年の未償稲の打切り、無利息の借貸への切換え、又小利法の施行等の減免措置が行われたものようである。小利法の施行の最も早い例は養老四年三月十七日官奏(續

紀)であるが、この時一般の大税は弁済困難な農民が多いと云う理由で数年間利息を免除され、租税以外の公稲<sup>④</sup>のみ運用不能に陥らぬよう特に小利を徴する事としたのである。

更に養老六年壬四月廿五日官奏に「公私出挙取利十分之三」との一項がある。村尾次郎氏は百万町歩開墾令を含むこの官奏全体を陸奥に関する特別法と解されたが、養老四年三月以来停止されていた大税の出挙利稲がこの時再び徴収されるようになったと解し得るのではなからうか。養老四年

には藤原不比等の急逝を含む有名な疫病の流行と水旱の災があり、その災厄から立直った直後だったから公私共に小利法を施行したのではないかと考えるのである。また天平勝宝六年九月十五日勅(續紀)には百姓漸く勞したとの理由で小利法の施行が命ぜられ、延暦七年九月廿六日詔(續紀)では長岡建部の造宮役夫を進めた国の今年の公出挙利稲を小利に減ずる事を特に令し、延暦十四年壬七月一日詔(類史)では民の疲弊により、弘仁元年九月廿三日官符(三代格)では頃年の水旱疾疫によりそれぞれ小利法を施行した。

このように公出挙に於て小利法が施行されたのは民情の都合によるもので、その恢復時には大利法を施行するのが

一般だったと思われる。大同元年正月廿九日勅(後紀)にも半倍の利は法例の恒規、不易の典として延暦十四年の小利法を改めている。このように公出挙が大利法を恒規としたのは、恐らく公私を問わず年利五割制が古くからの出挙の慣例だったからではなからうかと思うのである。

所で私稲出挙の息利法については、もう一つ養老令の「不得過一倍」と云う句の意味を吟味する必要がある。この句は一般に利率を示すものと解されているが、前述の如く私稲出挙の年利率が一般に五割だったとすると、利率と解しては具合が悪い事になる。この点で参考となるのは、同財物出挙の条に「……每六十日取利、不得過八分之一、雖過四百八十日、不得過一倍……」とある事である。つまり財物出挙にあつては利率は二ヶ月に亘て、一倍とは利息徴収の限度額を示している。稲粟出挙の場合も同様に一倍とは利息徴収の限度額を示したのではなからうか。前述の養老四年官奏に、和銅四年以来私稲出挙の利息は五割以上徴する事を禁じられていたが、債務者の名義を変えて別人の如く装い重挙(契約更改)すると云った脱法行為によって利息累計が元本額を超える風習を生じたので、契約後

何年経っても五割の限度を超えてはならぬと戒めている。

天平六年五月廿三日官符（格 統紀）にも、公私出挙の返済期に償財が不足すると、代物として屢々田宅が提供され、

この田宅を元本として毎年契約が更改される結果、利息累計が元本額を超過する例が多いとして、かかる脱法行為を禁じている。これ等の例からしても元本額一倍が利息累計の限度額を示している事はほぼ誤りないと思われる。<sup>⑧</sup>

以上の考察により、古代の私出挙の年利率が原則として五割である事を明かにし得たと思うが、ここで注意したい事は右に述べた利息累計の制限規定についてである。年利率五割と云っても累計額を一倍に制限されているのでは債権者にとり極めて不利な条件と云わなければならない。のみならず養老令の規定では財物出挙は利息を元本に繰込む（廻利為本）―復利法―事を禁じられ、稲粟私出挙にあっては右の復利法と共に前年借りて既に利息を附した元本に翌年以降利息を附する事も禁じている（不得因旧本更令生利）。これは単利法の禁止と云う事が出来よう。大宝令文については前述の如くその復元が困難な現在右の単利・復利法の禁止条項があったかどうか明言し難いが、前述の如く養老

四年官奏に債務者の名義を変更しての重挙を脱法行為と指摘している点から見て、恐らく大宝令でも同様の禁止条項が存したのではないかと思う。単利・復利のいずれをとるにせよ、旧年の元本に更に息利する事が重挙の意味だからである。宝龜十年九月廿八日勅（統紀）に「……或期重契、強責質財……」とある重契の語も同じ意味であろう。

このように古代の債権法にあっては債権者の息利行為を抑制しようとする傾向が著しかったが、これは当代の社会及び生産機構から必然するものだったのではないかと思う。当時は農業生産が社会の生産活動の主体であったが、その技術が幼稚なために生産力が低く自給自足経済の段階を脱却し得なかった。かかる社会にあっては夏の端境期或は風水害・日照り等による凶作の際の食料不足は恒常的なものであったから、農民は毎年のように富裕農民から稲を借りてその不足を補填する必要があった。稲粟私出挙はこのように古代農業生産上不可欠の慣行だったのであり、公出挙はこの慣行を国家財政の運用上に利用した制度であった。神護景雲元年二月十一日紀に、淡路国で旱害があり種稲が乏しかったので播磨国の郡稲四万束を転じて出挙したと記

し、同年月廿二日紀に、和泉国でも凶作に遭い種稲が不足したので讃岐国の種四万束を転貸したとあり、同年五月四日紀には、畿内の百姓で種稲不足により播種出来ない者に摂津国の穀を貸したと見える。このように公出挙が種稲料として春行われる例であった事は、延暦十八年五月十七日官符(延暦交替式)に、従前正税出挙は穎稲で一旦収納した後継して穀とする例であったが、延暦十七年九月十七日官符により最初から穀で収納する事としたが、それでは種稲料の出挙が出来なくなると云うので本稲は穎稲で収納し利稲のみ穀で収めるよう命じている所からも伺われる。雑令の以稲粟条の義解に令文の「一年」を釈して、「春時挙受し秋冬を以て報いる、これを一年とする」と云っているのもこのような公出挙の春種稲を貸付ける慣例に基いたものであろう。

このように稲粟出挙は古代の農民にとりその再生産上不可欠の慣行であったが、他方農民がその債務の弁済に事欠くような場合、利息が累積して遂には田宅を手放して浮浪と化し、或は身を債家の家人・奴婢に落とす危険性が多分にあった。雑令の財物及び稲粟出挙の条に「家資尽きなば

身を役して折き酬いよ」との規定があり、義解によれば家宅・資財を尽してもなお債務を完済し得ぬ場合、公出挙にあっては欠負官物の弁償規定(獄令贖死刑条)に準じ一人一日の労賃を布二尺六寸の割で計算して役務を以て弁済する事とし、且つ最長五年を限度とした。私出挙にあっては当時当郷の庸作の価を以て計算し、且つ期限の制限を設けず債務皆済まで役務の責任を負うべきものとしている点が公出挙と異なる。このような無期限の役務弁済の規程は、当時一般に債務奴隸が存在した事を暗示するものではなからうか。賊盜律の略人条・売二等卑幼条等に人身売買の禁令がある。当時の人身売買の内には生活困窮や債務弁済のために行われるものがあった事は、天武天皇五年五月甲戌紀に、下野国司が凶年飢饉のため所部百姓の子を売る事を許されるよう奏したが許されなかった例や、持統天皇五年三月癸巳詔(書紀)に「若有百姓弟為兄見売者從良、若子為父母見

売者從良、若准貸倍没賤者從良、其子雖配奴婢所生亦皆從良」とある例から伺われる。准貸倍没賤の意味は債務弁済のために奴婢にされる事であろう。又天平勝宝二年五月十五日付高屋連兄胾出挙銭解(古三十三九五頁)に「若年不過

者、稲女・阿波比女二人身入申」との追記がある。この二人は兄賤の娘で、追記の意味は勝宝二年中に返済（過ワタス）しなければ二人の娘を人質にするとの意味であろう。このような人質が負債累積の結果奴婢に配没される事となつたのであろう。

所で延喜刑部式に持統五年詔に淵源すると思われる左の条文がある。

凡父母縁貧窮売兒為賤、其事在己丑年以前（弘ナシ）・任依（弘ナシ）契、若売在庚寅年以後、（弘ナシ）及因負債被強充賤、并余親相売者、皆改為良、不須論罪、其大宝二年制（律）以後（弘以）依法科斷

政事要略（大系本六八四頁）所収の弘仁刑部式同条の文は右注記の如き相違がある。右持統五年詔と刑部式文との関連については既に虎尾俊哉氏も指摘しておられるが、左の如く対応する。

### 持統五年詔

(1) 兄が弟を売った場合 良

延喜刑部式  
余親相売者 良

(2) 父母が子を売った場合 賤

父母売兒 賤（己丑年以前）  
良（庚寅年以後）

(3) 准貸倍没賤 良

因負債被強充賤 良

(4) 親に売られて奴婢とされた者の子 良

(4)に対応する刑部式の文はないが、戸令良人家人条に「凡良人及家人被庄略充賤、配奴婢、而生男女者、後訴得免、所生男女並從良人及家人」とあるものがやや対応するであろう。人身売買と庄略との相違はあるが、而してこの条文が大宝令にも存した事は古記により伺われる。

さて詔文と式文には重要な相違がある。即ち(2)で詔文が一切賤とするのに対し、式文では己丑年（持統三年）以前既に契約済のものは賤とし、庚寅年（持統四年）以降の契約は賤への配没を禁じている点である。虎尾氏はこの相違点の生じた理由を次の如く説明された。持統三年末以来庚寅年籍の作製が始められていた。所が四年九月に浄御原令の戸令により造籍すべき事が令せられ、次いで良・賤確定の基本法として五年詔が公布された結果、三年末現在の資料に拠った庚寅籍の記載は五年三月の詔発令の時点では既に変更の必要が生じた筈であった。然るに後に庚寅籍の良賤記載は庚午年籍同様みだりに変更すべからざるものとの原則が生じた結果、五年詔を式文の如く改正したと云うのである。

刑部式が庚寅籍の良賤記載を基準として以降の良賤身分



の決定をしようとしたと云う虎尾氏の見解は卑見に於ても全く同感である。然しながら持続五年詔並に刑部式の目的は果して良・賤の確定であつたらうか。詔が親が子を売つた場合以外総て良人とせよと令したのは、詔公布以前には人身売買・債務弁済による奴婢への配没が一般的だったのを、五年詔で親が子を売つた場合以外総て禁止した事を意味するのではなからうか。同じ人身売買でも親が子を売る場合だけは大目にみるのが一般であつたらしい。その事は賊盜律売二等卑幼条に弟妹・兄弟の子孫・外孫を売つて奴婢とすれば徒二年、子孫の場合は一年半と別扱いしている所からも伺われる。而して式文が持統四年以降良とするとしたのは、五年詔が聴した子の売買をも禁じた事を意味するものであらう。而してこの改正の時点は大宝律制定以前か遅くも養老律立案以前であらう。何故なら右賊盜律の条文が大宝律にもあつたらしい事が刑部式文に大宝二年律の存在を指摘している所から推測され、仮に子孫売買の罰則のみ養老律で追加されたとしても、このような律文が作られるのは人身売買が禁じられた後の事と思うからである。

然らば何故このような禁令が出されたのであらうか。既

に屢々指摘して来たように、律令制支配の基本方針は総ての私的隸属關係を断ち切り、一切の人民を公民としてその直接支配下に置こうとするものであつた。従つて貧困により身を売られ、或は負債の返済に窮して奴婢に配没されるが如きは律令制公民政策に背馳する人民私有の傾向だったと云わなければならない。この事が右の禁令施行の根本理由だったのでないかと考える。

然らば持続五年詔と刑部式は一切の奴婢の所有を禁じたものかと云うにそうではない。律令では奴婢の所有を認めている。従つて詔・式の奴婢所有の禁令には一定の適用限度があつたと解さなければならない。この限度が即ち庚寅籍の良賤記載だった、つまり庚寅籍に良とされた者は以後奴婢への配没を禁じ、賤とされた者のみ以後奴婢たる事を認めたのではなからうか。庚寅籍はこのような目的で使われたから、虎尾氏の指摘の如く後世良賤決定の原拠と考えられるようになったのであらう。刑部式では親が子を売る場合についてのみ禁令の適用期限を示したが、これは他の人身売買・債務奴婢の場合にも該当するものだったので、なからうか。子の売買についてのみ適用期限を記したのは、

詔文の改正点を明確にするためだったと考える。

このように律令制下の奴婢は持統三年以前に人身売買・債務返済不能により配没された者とその子孫に限られた。

戸令当色為婚条は同じ身分（当色）の者同志でなければ婚姻を許さぬ事とし、同条集解朱云には「又云、私奴婢等相婚、生子者入官乎、入私乎、若不論公私從母乎何、答、然者」とあり、結論は明確でないが奴婢同志の子は奴婢だった事だけは確かである。同令家人所生条でも家人同志の所生は相承けて家人とするとある。然し實際上この制限は困難であったから異なる身分（異色）の者同志の通婚の結果生れた子の身分決定の規定が必要であった。戸令為夫妻条・奴奸主条と集解諸注、及び当色為婚条集解諸注がそれである。奴婢が人身売買及び債務履行不能による者に限られたか否かは猶検討を要する。一般に古代の奴隸は右の原因によるものの外、捕虜・犯罪人等が挙げられている。我国の例でもこれ等の者が賤民と考えられた例がある。捕虜については、蝦夷の俘囚が諸国に集団的に配置された例が統紀等に散見する。而して宝龜七年十一月廿九日記によれば、出羽の俘囚三五八人が大宰管内・讚岐等に配されたが、内

七十八人は諸司・参議以上に班賜して賤としたと云う。然し一般的に云えば蝦夷の俘囚については慰撫・公民法の努力に関する史料が圧倒的に多く、西洋古典古代の如く労働奴隸として駆使した形跡は見られない。大同五年十二月一日紀に、帰降した夷俘が配地の官民から姓名を以て呼ばれず夷俘と称されるのを恥じた事が記されている。賜姓に与り調庸を負担し公民法して後もなお特別視された様子が伺われる。従って一般に異民感があったが、賤民視されたとは必ずしも云い難い。犯罪人の場合は明かに賤民視した例がある。賊盜律謀反条に謀反・大逆人の父子は没官するとある。大宝律では謀叛者も没官されたい（戸令官奴婢条古記）。又私鑄錢者の従者も没官され（和銅四・二〇・二三勅）戸令官奴婢条古記・続紀、家人や奴が主とその親族を奸して生れた子も没官された（戸令奴奸主条。これ等没官人は官戸とい賤の一種であったが奴婢より身分が上と考えられたらしい（戸令当色為婚条古記）<sup>⑤</sup>）。又反逆縁坐（反逆人の父子）の官戸は一般官戸の放賤従良年令が七十六才だったのに対し八十才とされたから（戸令官奴婢条 重く扱われたのであろう。

このような次第であるから、律令で奴婢と云えば人身売

買・債務履行不能による配没者を指したと考えられる。捕虜と犯罪人は国家が直接管理把握し得たが、奴婢は私契約の結果発生したから、前述の如く公民政策上その発生を抑止する必要があったのである。良賤の身分的差別観念は原初的には原始共同体の内部から階級分化の進展に伴い自然発生的に生じたものであるが、同時にそれは源初的差別観念に留まる事を許されず、常にその時代の支配権力により支配目的に沿うように規制された。身分にはこのような経済・政治上の二面性があったと思うのである。この事は上述の奴婢の考察から明らかであろう。

論述が脇道にそれたが、以上で出挙息利法上の規制と良賤身分法上の規制とがもと同じ律令制公民政策から発した事を明かにし得たと思う。出挙については同じ目的からして他にも色々の規制が行われた。私稲出挙の禁止・田宅(不動産)質入の禁止・種々の負債免除等がそれである。

私稲出挙の禁止令は云うまでもなく天平九年九月廿一日勅(三代格・続紀)がそれである。この禁令は天平勝宝三年九月四日官符(同上)・寛平七年三月廿三日官符(三代格)・延喜二年三月十三日官符(同上)等で繰返し令せられている事

から考えても、その施行が極めて厳格だった事が推察される。所で前述の如く稲粟出挙が当時農民の再生産上不可欠の慣行だったとすれば、私稲出挙の禁止は實際上不可能ではなかつたかとの疑問が生ずる。この故に私稲出挙に代わるものとして制度上拡充整備されたものが公出挙制度だったのではなからうか。従来公出挙についてはその財政上の意義が重視されたために、私出挙の禁止に対応するものとしての意義付けが明確でなかつたように思う。私出挙禁止の目的は上記勅・官符等に述べる如く、王臣家・富農層の貧農等に対する誅求を阻止し、班田農民の没落、私的隷属関係の発生を抑止しようとする公民政策にあったのである。財政制度としての公出挙を確立するために禁じられたのではない。却って私出挙の果していた再生産上の役割を国家の手で行う事により、公民政策を貫徹せんとしたのが公出挙の元来の目的だったのでなからうか。

このように律令制初期には出挙に対する規制は厳格を極めたが、平安中期以降になると律令制の衰退と共に出挙に対する規制も漸く弛緩しつつあったようである。前掲第三表に私稲の出挙契約状の例が見られるのもこの時期であり、

その内容上でも息利法上の規制が公然と無視され、厖大な利息累積の例が明らかに語られている。<sup>⑧</sup>

二、三の例を挙げよう。治承四年十一月三日付橋成近質地去状（平遣八一三〇六頁）に、成近が承安三年二月頃文学房から米一・五石の出挙を受けたが、治承四年秋に至り元利合計三五・一二石になり弁済に窮したので、水田一段を文学房に渡進めたとある。右の利息を年五割の複利で計算するとほぼ七・八年分の元利合計が三五・一二石になる。承安三年から治承四年までは八ヶ年だから、恐らく右の計算法に拠ったものであろう。

次に寛治四年十月廿八日付僧永能解（平遣四一二六五頁）と嘉保二年六月八日付法隆寺上座慶元解（同上―一三〇八頁）なる文書がある。前者は永能が慶元から借りた出挙米四石の質として領田五段を渡進めた質入証文である。慶元解では右入質田を四段とし、永能解と段積が違うが、理由は明かでない。所で両状によれば、右田は元来永能の兄僧安朝の領田だったが、永保四年頃安朝が寺主長好から出挙糶九斗を受け、その質に本公験を渡していた所、利息累積して（元利カ）八石余となり弁済に窮した。そこで永能は先祖

相伝の続かざるを嘆き、兄に代って本公験を請出し、数年間領掌の後慶元に入質したものであった。以上の経過からして安朝の出挙米九斗が元利八石余となった息利法を考えてみると、年五割の複利で五・四年分だったのでないかと思われる。

更に永万二年（仁安元）七月五日付僧永祐出挙米借用状（平遣七一二六七五頁）は、元本九・四石に対し最初の一ヶ年間は年五割、翌仁安二年七月以降年内五ヶ月間は月別一割、同三年以降年五割の利息を附するとの契約内容である。永万二年四月三日付犬女出挙米借用状（平遣七一二六七二頁）では同年八月末までに五割の利息を附する事とし、この期を過ぎれば月別の利を加える事としている。両状は息利法が異なるようであるが、次のように考えれば一致点があると考え得るであろう。即ち犬女の借用状が秋（八月末）を返済期限としたのは、秋の収穫期に返済すると云う稲粟出挙の一般的慣行に従ったもので、実質借用期間は五ヶ月でもこれを以て一年と見做し年五割の利息を附する事としたのではなからうか。永祐の場合は契約期が偶々秋期だったから実質借用期間も翌年秋まで丸々一ヶ年間となった。こ

のように考えれば、兩状とも契約後最初の一年は年五割の利を附し、一ヶ年経過後は月一割の利を附すると云う同じ息利法だったと云う事になろう。

然らば何故一ヶ年後に月別息利法を用いたのであろうか。大女の場合は終期を明記しないが、永祐の例では一年経過後その年内の残余五ヶ月間に限り月別利息を附し、翌年からは年五割の利を附する事としている。このような点から見て、稲粟出挙は一般に借用した年の秋返済されるのが例で、この期を過ぎた場合でも数ヶ月の短期間に返済される例が多かったから利息の月割計算が行われたのであり、返済が遅滞して二ヶ年以上に及ぶ場合は適宜月割計算を年利計算に切換えたのではなからうか。これ等の例からは複利・単利孰れの方法が用いられたか明かでないが、前述の諸例から年五割の複利法が少からず行われた事は推測し得る。

このような多年の利息附貸借は、恐らく律令制施行以前古くから行われたのであろうが、雑令の出挙息利規定の施行により、律令制初期には史料として残り難かったのであろう。しかし非合法的に行われていたであろう事は屢次の

禁制から伺われる。天平六年五月廿三日官符(三代格・続紀)に、債務者が出挙稲の返済に充てた田宅を毎年改めて債権者から借受(举受)けて利を払うのを禁じている。これは稲粟出挙に於て旧本により利を徴する事を禁じた令の規定の脱法行為と云い得よう。又延暦二年十二月五日官符(三代格・続紀)に、財物出挙の複利の禁令(廻利為本)を犯す者を戒めている。弘仁十年五月二日官符(三代格)でも、「一年の内を限って半倍の利を約し、期を過ぐるに至れば利を廻らして本となし、首春に至る毎に其契を枉げ取る。未だ幾周を経ずして忽ち数倍に及ぶ」と述べ、複利の銭出挙の違法行為を指摘している。律令制下に於ては、利息附債務契約はその履行上極度の拘束を受けていたのである。しかしこの事は敢えて古代にのみ限られた事ではなく、後述の如く鎌倉期以降の中世社会に於ても一般的であった。債務契約の自由が確立したのは近代社会になっての事である。これは丁度土地私有権が法的に確立したのが同じく近代の事であったのと符合する事象と考える。出挙については以上の考察に留め、次に不動産質の考察に進む事としよう。

② 写経生の借銭については相田二郎氏「金銭の融通から見た奈良朝の

経師等の生活」(上)(下) (『歴史地理』四一—二・三) なる有名な研究がある。而して氏も指摘される如く、第三表(7)つまり天平宝字五年以前のもは経師関係が否か不明であるが、(8)の宝亀五年以降(6)までは総て写経生の借銭文書である。所で(8)以降の写経生の借銭は錢主が官か私人かの問題がある。(8)(9)等の例に見る如く此等借銭文書には屢々當時奉写一切経所案主であつた上馬養の署名があり、「司」「一切」「依員充」等の記載がある。此等の記載から考へて写経生の借銭は奉写一切経所の公廩銭の出挙ではないかと思ふ。とすれば錢の公出挙と云い得よう。

公廩は雑令公廩条の規定にも見る通り本来官衙経費を意味する語と思われるが、我國では早く官人給与をも意味する語として用いられたやうである。慶雲元年七月十七日記に公廩禄を式部省諸寮に給したとある例は最も早いものである。国司公廩田・公廩稻等も同じ例である。

しかし天平十六年四月廿三日紀に紫香菜宮營造の初め、司別に公廩錢を分与し、交関して利息を取り永く公用に充て、且つ元本の減損なからしめたとある例は本来の公廩の用語例である。奉写一切経所でも或は同所の経費調達のため写経生等に出挙して、その利錢を公費に充てゝいたのではなからうか。(1)と(3)は明確でないが、(4)(5)の借貸錢は(2)の代錢等と同じく官衙用品等の購入のための経費だったから無利息だったのかも知れない。

⑤⑥ 相田氏前掲稿(上)五六頁参照。

⑤⑦ 相田氏前掲稿(上)参照。

⑤⑧ 相田氏前掲稿参照。布疋すれば、月借銭解には返済期日を料給日・布施給日等と記した例が多いが、この料・布施とは写経所で経師・校生・装潢等に給した功賃の事で、一定の基準に従ひ錢・調布等を以て給された。約三ヶ月毎に給された場合もあり、又毎月給された例もあ

つて、制度的には未だ十分整備されていなかったやうである。而して史料の(1)迄の内七月中に返済した債務者名を宝亀四年六月廿五日の奉写一切経所解(古六一五二三頁)の布施被給者名と比較すると、写経生でない(1)の例以外は総て照応し、(2)(3)の人名も同年十月廿九日解(古六一五四四頁)に見える。これは写経生等が六月・十月の布施の給付時に借銭を弁済した事を示すものであろう。巧清成の場合(4)で宝亀三年四月に借りて二ヶ月後に返し、(5)では同年十二月に借りて半年後の四年七月に返済、(6)では更に返済の翌日直ちに借りて十一月に返済すると言ふ具合に殆んど継続的に負債を負っている。借金に追われ布施の給付毎に漸く返済する貧しい写経生の生活の一端が伺われ、他にも田部国守等について同様の例を見う。

又(4)の「冬衣服」と(2)・(3)の「夏衣服」は時服の給日に返済した例であり、(5)の「國養」は仕丁・衛士・力婦等に給された國養物の事で、同じく給付時に借銭返済に充てる事を約したものであろう。養物の貢進が調庸と同じとすれば、中國の貢進期限は十一月卅日であるから(賦役令調庸物条、(6)の解文に記す如く十二月上旬に借銭を返済し得る訳である。これ等時服・養物の例の人名は写経生ではないと思われ

る。

⑤⑨ 雑律違令条。

⑤⑩ 拙稿「公田賃租について」(『書院部紀要』一四—二五頁)に夏の端境期を利用しての富豪層の農民生産物の収奪慣行の存在を指摘して置いた。

⑤⑪ この史料は亀田隆之氏より御教示を受けた。

⑤⑫ 例えば天平勝宝三年十一月十日紀に、勝宝元年以前の公私の未納負債を免除すべき事、但し借賃は除外すると述べている。一般に負債免除は元利共に免ずる場合と利額のみ免ずる場合とあったが、第四表で見ても後者の方が一般的だったのでないかと思ふ。負債本額や無利

息借賃は容易に免除すべきでない」と云う通念があつたのではなからうか。

⑧ この史料も亀田氏より御教示に与つた。

⑨ 延暦交替式所収の田令在外諸司条の文は、集解古記の引く大宝令逸文と異なり明かに養老令文である。他の条文については古記逸文との対照が出来ない。養老令文との少異はあるが大体一致する。

⑩ 大宝令の稲粟私出挙の規定の内容を推測する材料は殆んどないが、養老四年三月十七日官奏に債務者の名義を子姪に替えて重挙する事により利息取合計額が元本額を超過するのを違法行為だと云っている所を見ると、養老令同様重挙即ち旧本に因て更に利をなさしめ、又は利を廻して本とする事を禁じていたのではなからうか。なお利率規定については本文後述参照。

⑪ 村尾次郎氏『律令財政史の研究(増訂版)』(二九七頁以下)は、養老四年官奏の「除租税外公稲、擬充国用、一概无利、恐其頓絶……」の文から、租税外公稲とは無利息稲で、本稲を直接支出して国用に充てたものと解され、それは那稲又は神亀元年の国儲稲等とも異なり、寛平八年七月五日付菅原道真奏状(本朝文集二八所収)に見える帳外剩物そのものであらうと云われる。

しかし右の文は前段に数年間の大税の利稲免除を令したのに引続き述べられている点から見て、租税外公稲も本来大利の出挙をしていたが、大税同様利稲を免除しては本稲が耗損してしまふから、無利息とせず小利を徴する事により百姓救済の主旨を生かす事にしたいと云う文意ではなからうか。従つてこの稲は本来の無利息稲と考えるべきでなく、大税以外の那稲等の所謂雑色稲の事を云つていてと考えて良いのではないかと思う。大税は稲量が莫大であるから、数年間の無利息借賃を行つても本稲の減損はそれ程目立たないが、他の雑稲は稲量が少いから、本稲の減損は直接国用への支出に支障をきたすので、小利

にせよ利息を取る事にしたものと考え。村尾氏も前掲書第五章第三節百万町開墾計画の節では那稲等は養老四年格で小利制になつたと述べられ、前述論旨との矛盾を示しておられる。

⑫ 村尾氏前掲書五一頁以下参照。こゝで氏は大税出挙が和銅四年に三ヶ年の期限付きで無利息となつた後大利に復したと云つておられるが、前述養老四年官奏に「……望請、比年之間、令諸國毎年春初出税、貸与百姓、維其産業、至秋熟後、依數繳納、其稲既無息利、令當年納足、不得延引致有遺懸」とある文を看過しておられる。この文は和銅四年の利息免除の事情を説明したものではなく、正しく養老四年時点の措置を述べたものである。望請らくはと云う書出しはその事を証する。従つて和銅四年から三ヶ年無利息となり、翌年から大利に復したかも知れないが、再び養老四年に利稲免除令が出されたと解さなければならぬ。それが那稲並みに小利に復したのが養老六年だったと考える。六年格が出挙利率を四年格よりも軽減する目的を有したと断定されるのは論拠薄弱である。

⑬ 例えは村尾氏前掲書二九二頁参照。

⑭ 鎌倉・室町時代にも本錢一倍を利息累計限度額とし、その起源が古代に溯る事については、中田博士「日本中世の不動産質」『法制史論集』(二三四—三五〇頁参照)。

なお元本一倍を以て返済期限経過後の利息とした実例は、天平宝字五年八月廿九日付丸子人主借銭解(古四一—五〇七頁)・宝龜三年二月廿五日付文部源足月借銭解(古六一—二七三頁)・同四年正月廿五日付念林宅成月借銭解(古六一—四六八頁)の三例や、承徳二年三月廿八日付橋頼時田地売券(平遣一三九三号)に「一倍稲為弁済」と記す例がある。又延暦十八年三月九日官符所収の同十六年四月廿日官符(三代格六一—一頁)に、「公私奉錢宜限一年取半倍利、雖積年紀不得過實者」と云い、十八年官符でも重ねて半倍の利を超過すれば科処すると述べ

ている。これは養老雜令財物出挙の条の六十日毎に頃の息利を許し、四八〇日以上になっても一倍を超えてはならないと云う財物出挙の利率並に収息限度規定の改訂である。

所で村尾次郎氏は注<sup>69</sup>の如く養老令の私稲出挙規定の「以一年為斷、不得過一倍」の文意を年利十割制を示すと解され、大宝令でも同様だったのが、和銅四年勅で五割制に改められたと解された。しかし「以一年為斷」の意味は、田令貸租条の「凡貸租田者、各限一年」と同じく毎年契約を更改すると云う意味で、一年間だけ出挙を許すと云う事ではないのではなからうか。本文所述の如く私稲出挙は一般に年利五割制を慣例としたと思うので、単利法なら二年目に一倍の限度額に達し、それ以上の収息は抑えられたものと思う。大宝令文は養老令文と或は同じであったかも知れないが、又利率・収息限度の規定がなく、利率は和銅四年に、収息限度は養老四年官奏でそれぞれ定められたと考える事も出来るのではなからうか。

<sup>67</sup> 虎尾俊哉氏『延喜式』一七二〜七頁。

<sup>68</sup> 井上光貞氏『日本古代國家の研究』五一九頁にも良・賤の確定と云う解釈が見える。しかしこのような理解は後述の如く確定の歴史的意義を明かにし得ないと思う。

<sup>69</sup> 石母田正氏「古代の身分秩序」(『古代史講座』七二―二五五頁参照)。

<sup>70</sup> この文は公奴婢と私奴婢が相婚して生れた子が官有となるか私有となるかを論じたものではなからうか。とすれば「又云、(公)私奴婢

等」と公字が脱したと解すべきであらう。

<sup>71</sup> 関晃氏「古代日本の身分と階級」二一九頁、宮原武夫氏「日本古代における奴婢制の構造」(『歴史学研究』三二二―二四頁)等の所論の如く、日本古代には良賤通婚を前提として身分規定がなされていた事を否定し得ない。しかし一方戸令当色為婚条の規定が当色婚を原則とすべき事としている事も否定し得ないであらう。恐らく当色婚の原則は令制身分法の成立に伴い生じたものであり、その理由は持統五年詔で賤民身分を庚寅籍記載の者に限定した結果、そして賤民の増加を抑制しようとした結果、大化の男女法をそのまま継続し得なくなったためであらう。この問題についてはなお改めて考察したい。

<sup>72</sup> 唐の官戸は、唐令拾遺戸令四一条に、反逆人縁坐人は先ず没して官奴婢とし、一免して番戸、二免目に雜戸、三免目に良人とし、番戸の総号を官戸と云うとある。没官人の称である点本邦令も同じである。なお慶雲四年五月廿六日紀に、錦部刀良等が天智天皇二年の百済出兵で唐の虜となり、没して官戸とされ、四十余年後免じて良とされ、遣唐使粟田真人に従い帰朝したとある。唐では捕虜も官戸とされたのであろう。

<sup>73</sup> 第二表60・62・63・64・65・66・67・68・69・70等の例に見える異常に高値の例は数年にわたる元利累計額をそのまま土地永売価格としたものではなからうか。従って第四章に述べた賃租佃直五く六年分を以て価格とする例と異なる算出方法ではないかと思う。(未完)

(宮内庁書陵部)



# The Formation of the *Kantô* 関東 *Ommyôdô* 陰陽道

—the *Kamakura* Shogunate—

by

Syûichi Murayama

*Ommyôdo* 陰陽道 in our country was very prosperous under the autocracy of *Kuge* 公家-nobility in the *Heian* era and its Japanization was almost accomplished, by which the important part of culture and education of *Kuge* was also built up; being thought to be a monopoly of *Kuge*, it penetrated into the *Buke* class and formed the so-called *Kanto-Ommyôdô* 関東陰陽道 as the *Buke-Kojitsu* 武家故実 on the establishment of *Buke* administration in the *Kamakura* era; which can be taken as a process of its closer approach to the general public, not as the simple aristocratization of Shogunate. On the other hand, the shift of *Kuge* society to deadlock made *Ommyôshi* 陰陽師 leave the Court as a patron and many become the Shogunate *Ommyôshi* down to *Kamakura*, with the *Abe* 安倍 clan as the central figure; in the very time there was a primary cause why the *Abe* clan (*Tsuchimikado* (土御門)) took the leadership of *Ommyôdo* circle in the future. In this article these conditions are to be examined around *Azumakagami* 吾妻鏡.

## Land Dealing in Ancient Japan (II)

by

Yasuaki Kikuchi

In our last article (this Journal, vol. 48, no. 2) we pointed out some questions in the duality—lease and sale—of the land dealing in ancient Japan, especially explaining the earlier origin of sale than the accepted theory through the problem of *Konden* 墾田.

In succession, this article, considering the duality of dealing as an ideal unspecialization between lease or real estate pawn and dealing, examines the function of sale as real estate pawn through repurchase and resale, and also inquires into the function of *Suiko* 出挙 which as a consumption loan with interest was the basis of real estate pawn;

this is also the preparation for our consideration on the function of real estate pawn of sale in the next article, connecting with the coming examination of landholding by this explanation of the controlling action of the *Ritsuryō* 律令 state power to the private debt contracts.

## Land System in the *Chou* 周 Dynasty

—especially through the newly discovered *Si-chou-Dhin-wên* 西周金文—

by

Shigeki Kaizuka

Aquiring knowledge from *Ên-szŭ-ts'ê-ming* 恩賜策命 of land and people in the *Si-chou* 西周 era in the inscriptions of bronzes discovered after the revolution in new China, we reconsider the accepted theory on the land system in *Si-chou* based on the classics and the inscription of bronze already known before 1949; in consequence, office of the central officials and feud of border and lords in *Si-chou* proved to be necessary for reassurance of the new king at the death of the old king: this bears a striking resemblance to the custom of *Verfahren* in the Frankish feudalism in the western Europe. The idea of land in ancient China was strongly affected by the seasonal sense of the ancient religion; the idea that the new order was revived by the new year or the new king may be the motive power in the formation of this custom.

## The Feudal System in Thessaly at the End of the Byzantine Empire

by

Haruyasu Yoneda

The Latin conquest (1204), and the emergence of the little latin states in the Mediterranean world had the importance effects on the byzantine empire: it degraded the World Empire of Byzantium into a mere little state and accelerated the feudalization remarkable since